

特 241

172

昭和十二年九月

第二次産業組合拡充三ヶ年計畫

産業組合中央會



0026499-000

特 241-172

第二次産業組合拡充三ヶ年計畫

産業組合中央會

昭和 12

ADF

特241
172



第二次産業組合擴充三ヶ年計畫正誤

頁	行	正	誤
大旨七	七	完全	完全
一四	四	關シテハ左記……	關シテ左記……
二二	二一	貸出ノ積極化	貸出ノ積出ノ積極化
二八	一〇	制度ニ因ル弊害除去	制度ニ因ル弊害ニ因ル弊害除去
二九	二	農村文化	農村文化
四〇—四一	一三	(一)ヲ削除シ、十四行目ノ1. 四二頁ノ一行目2. 及三行目ノ3.ニ括弧ヲ附スルコト	

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫大旨

發行所寄贈本



最近ノ國際情勢ヲ觀ルニ國際聯盟ハ其ノ機能ヲ喪失シ、國際經濟會議ハ其ノ成立ヲ見ズ軍縮條約廢棄
テレ會ナム華々シク主張サレタル國際的協調其ノ影ヲ沒シ、各國共ニプロック經濟ヲ強化シ軍備擴張亦世
界的傾向トシテ之ヲ伊エ戰爭、獨逸ノ條約廢棄、西班牙ノ内亂等ニ觀ルモ如何ニ國際的危機ノ激化シ
ツルカマ瞻ニスルモノナリ。重要諸國ノ生産及貿易ハ最近著シク増進シタルモ之ヲ以テ直ニ景氣恢復
徵ト稱スルマトヲ得ズ、唯インフレーション政策進行シ軍需工業ノ著シク跋行的發展ヲナシタルノミニ
シテ失業者減少セズ、購買力ハ聊モ伸張ヲ見ズ、勞働不安ハ昂進シ民衆ノ生活益々惡化スルノ傾向ヲ辿
リツ、アリ。

我國ニ於テハ滿洲事變以後ノ國際的危機ヲ打開スベク國民精神ノ作興ト國防ノ充實ヲナスト共ニ金融、
産業、貿易等ノ經濟統制ヲ強化シ銳意國力ノ充實ニ努メタル爲重工業、海外投資、外國貿易等顯著ナル發
展ヲ見タリ。而シテ内地ノミナラズ外地トノ經濟關係ヲ統合スルト共ニ着々トシテ建設ノ實ヲ擧ゲツ、ア
ル友邦滿洲國トノ融合ヲ強化シ著シク擴大サレタル國民的視野ノ下ニ民族的發展ノ新動向ニ躍進シ東亞安



定ノ中心勢力タルノ雄圖ヲ實現シツ、アリ。然レドモ國際情勢ハ緊迫シ一觸即發ノ危機ニ當面シ、現ニ極東ニ於テハ支那事變勃發シ支那側ノ不信暴戾ニ對シ斷乎膺懲ノ師ヲ進ムルノ餘儀ナキニ至リ、又日露ノ關係明朗ヲ缺クガ故ニ國防ノ充實ハ國家ノ必須的要求ニシテ財政ノ膨脹ハ避クベカラザルコト、ナレリ。又全世界ノ驚嘆ノ的タリシ輸出ノ増進モ各國ノ報復的手段ニヨリ前途樂觀ヲ許サルモノアルノミナラズ輸入ハ著シキ増大ヲ來タシ國際收支ノ適合ハ刻下ノ重大關心事タリ。更ニ最モ注目ヲ要スルハ統制經濟ノ進行ニ伴ヒテ獨占資本ノ巨大化セルコトニシテ、之ガ爲民衆經濟ニ對スル壓迫著シク殊ニ農業者ニ在リテハ都市農村間ノ不均衡ト最近ノ連續的災厄トニ因リ積年ノ疲弊累加セラレ、都市ト農村トヲ問ハズ大多數民衆ヲシテ一層窮迫ノ度ヲ深カラシメツ、アリ。實ニ國家重大ノ時局ニ遭遇セルモノト謂フベシ。

二

斯ノ如キ國家有事ノ秋ニ際シ民衆生活ノ經濟的基礎ガ其ノ根柢ヨリ脆弱化サレツ、アルコトハ洵ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ。而シテ之ガ更生ヲ圖ルガ爲徹底シタル各般ノ恒久的對策ヲ施スコトハ喫緊ノ要事ナルヲ以テ國民生活安定ノ問題年ト共ニ重大化シ社會立法ノ重要性ハ後進資本主義國タル我國ニ於テモ漸ク深キ社會的認識ヲ贏チ得ルニ至リタリ。然レドモ國際情勢ノ緊迫ハ國防ノ充實ヲ先決トシ社會政策ノ實行ニ當リ國家財政ニ多クヲ期待スルコト能ハザル我國當面ノ實狀ニ在リテハ民衆ノ自奮自起ヲ基底ニ置ク協同

組合ニ依リ其ノ生活ノ安定向上ヲ圖リ、之ニ對シ國家ノ支援ヲ俟ツテ以テ恒久ノ方策トナスベキナリ。依テ各種協同組合ハ國家ノ政策ニ於テモ社會一般ノ期待ニ於テモ重要ナル地位ヲ獲得スルニ至リ、民衆亦自己ノ國民的、社會的地位ニ深キ認識ヲ效シ都市ト農村トヲ問ハズ協同組合ヲ擴充強化セントスルノ傾向ハ普遍化スルニ至レリ。

産業組合擴充五ヶ年計畫ハ斯ル社會情勢ト民衆ノ新動向ニ促進サレ昭和八年ヨリ各年度ノ事業遂行ニ努力ヲ傾注シ來リタルガ此ノ間ニ於テ農林政策、社會政策ノ強化サレタルコトニ依リ擴充計畫ノ促進ニ對シ多大ノ便宜ヲ得タリ。即チ農民精神作興、農山漁村經濟更生、米穀統制、產鹵處理統制、肥料統制、負債整理、販賣改善、農村工業、東北振興、滿洲移民等諸政策ガ擴充計畫實行ノ進捗ト共ニ相次デ實施セラレ産業組合ノ國策上ノ地位著シク増大ヲ見タリ。又産業組合ノ擴充ニ伴ヒ無理解ナル反産業組合運動惹起シ年ト共ニ激化シ來リタルモ、之ニ依リ却テ民衆ノ經濟的、政治的自覺ヲ喚起スルノ契機ヲ醸成シ明確ナル意識ノ下ニ産業組合ニ對シ積極的ニ參加ヲ爲スニ至リタリ。

擴充五ヶ年計畫遂行ノ實績ヲ觀ルニ全國組合員ノ異常ナル緊張ト努力ニモ拘ラズ組織及資金關係ニ於テ豫定計畫ノ達成ヲ見ルニ至ラザリシハ頗ル遺憾トスル所ナルモ、組織率ノ急激ナル發展、販賣購買事業ノ計畫突破、海外輸出ヘノ躍進、醫療組合及農村工業ノ進展、聯合機關ノ擴大強化等ハ未達成部門ノ不成功ヲ償ウテ餘リアリト確信スルモノニシテ擴充五ヶ年計畫ハ十分效果ヲ收メ得タリト謂フベシ。即チ産業組

合ハ擴充計畫實施前ト比較スレバ僅カ四ケ年間ニ組合員ハ百二十萬人ヲ増加シ、未設置町村ハ一千二百ヲ解消シ、販賣高二倍半、購買高二倍ニ達シ、更ニ中央地方ノ既設聯合會ガ擴充サレタル外、二個ノ全國聯合會、全國的各種協會、產青聯全國聯合會等ノ新組織ヲ見、又產業組合教育制度ノ劃期的躍進ヲナシ茲ニ產業組合ハ重要ナル國民經濟的地位ヲ確保スルニ至リ其ノ急速ナル發展ハ社會ノ等シク驚異トスル所トナレリ。

三

產業組合ハ擴充五ケ年計畫ニ依リ急激ナル發展ヲ見タリト雖仔細ニ其ノ内容ヲ檢討スルニ全民衆ヲ抱擁スルコト未ダ遠キノミナラズ全機構ヲ通ジ組織上、經營上不備トセラル、點鈔カラズ、爲ニ民衆ノ經濟ト密着シ其ノ生活ニ滲徹シ得ザルノ憾深キモノアリテ擴充五ケ年計畫ハ第一次の基礎工作ヲ終了シタルニ過ギザルコトヲ痛感セザルヲ得ズ。依ツテ全國產業組合關係者ハ第二次擴充計畫樹立ノ必要ヲ熱望シ、昭和十二年一月第四十八回支會役員及主事協議會、同四月第三十二回全國產業組合大會ニ於テ第二次擴充計畫樹立要綱ヲ審議シ實施ノ期間ヲ昭和十三年以降三ケ年トシ達成目標ヲ左記ニ置クコトヲ決定シタリ。

- 一、產業組合組織ノ整備擴大ト全系統組織ノ綜合的運營
- 二、產業組合事業ノ擴充ト其ノ大衆化

三、都市產業組合ノ發展

四、產業組合教育ノ徹底

五、各種團體トノ聯絡強化

爾來產業組合中央會ハ全國的計畫ヲ立案スルガ爲全國的事業系統機關ト協議シ又地方ノ實情ヲ調査シテ昭和十二年七月第二次產業組合擴充三ケ年計畫綱要ヲ發表シ道府縣計畫ノ樹立準備ニ資シタリ。同九月ニ至リ全國支會及道府縣聯合會合同協議會ヲ開催シ全國的計畫ノ審議決定ヲ爲シタリ。

第二次擴充計畫ハ擴充五ケ年計畫ノ成果ニ鑑ミ上記目標ノ達成ヲ期スル爲左記事項ニ重點ヲ置キ樹立シタルモノナルヲ以テ道府縣計畫、聯合會計畫及組合計畫ノ樹立遂行ニ當リテハ之ニ對シ特ニ留意スルコトヲ要ス。

一、產業組合ノ倫理的價值ヲ再認識シテ全產業組合體制ノ精神力ヲ振起シ其ノ道德的機能ノ發揚ニ努ムルコト

二、全國的計畫ハ產業組合ノ組織ノ整備、經營ノ刷新ヲ主眼トシテ樹立シ數字の計畫ハ全國的統制ヲ要スル事項ニ止メタルコト

三、道府縣計畫ニ樹立サルベキ數字計畫ノ範圍ヲ擴大シテ地方的特色ヲ發揮スルト共ニ數量的擴大ノ積極化ヲ圖リタルコト

- 四、擴充五ヶ年計畫ノ結果組織及事業ニ互リ發展ノ地方的跛行傾向ヲ顯著ニシタルヲ以テ第二次擴充計畫ニ於テハ之ガ平衡化ニ努ムルト共ニ系統機關ハ水準以下ニアル地方ニ對シ集中的活動ヲナスコト
- 五、産業組合ヲシテ農民生活ニ密着セシムルガ爲綜合的部落團體タル農事實行組合ノ發達ヲ支援スルト共ニ之ヲ基礎單位トシテ産業組合ノ組織及事業ノ大衆化ノ徹底ヲ期スルコト
- 六、利用事業不振ノ狀況ニ鑑ミ之ガ擴充ニ努メ、特ニ農村ニ於テハ農事實行組合ト提携シ産業經濟諸般ノ設備ノ充實ヲナスコト
- 七、産業組合事業ノ擴大ト複雑化ニ伴ヒ事業系統機關ハ指導系統機關ト聯携シテ積極的ニ事業上ノ指導ヲ行フコト
- 八、産業組合中央會ハ臨時産業組合審議會ヲ設置シ産業組合機構及運營ノ革新ニ關スル根本問題ヲ審議シ其ノ實行促進ヲ圖ルコト

四

今ヤ我が國ハ重大時局ニ際會シ國民精神ノ總動員ヲ行ヒ全機構ハ之ヲ舉ゲテ、戰時體制ニ移行シ全國民ノ奮起ト犠牲ヲ要求スルヤ切ナルモノアリ。産業組合ハ宜シク本來ノ使命タル民衆生活ノ安定ヲ實現スルガ爲大ニ協同精神ヲ作興シテ産業組合ノ道德的機能ノ發揚ニ努メ全系統組織ノ綜合的運營ニ依リ農村都市

民衆ノ實生活ニ即シテ組織及事業ヲ擴充シ以テ民衆ノ精神力、經濟力ヲ擴大強化シ三千萬民衆ノ關與スル全組織ヲシテ舉國一致ノ主動的推進力タラシムルコトニ全力ヲ傾倒セザルベカラズ。更ニ重大時局ノ進行ニ從ヒテハ其ノ全國的組織網ニヨリ金融、生産、消費、配給等各般ニ互ル國家統制ノ任務ヲ擔當シ戰時體制ノ運行ヲ圓滑ニシ廣義國防ノ完璧ヲ期シ、以テ奉公報國ノ至誠ヲ效スノ確固タル覺悟ヲ堅持スルコトヲ要ス。

茲ニ第二次産業組合擴充三ヶ年計畫樹立ノ重大ナル意義ヲ闡明シ全國組合員ノ斷乎タル決意ト鞏固ナル團結トニ依リ全計畫ヲ完全ニ遂行センコトヲ誓約シ以テ刻下ノ重大時局ニ應處シ國家ノ興隆ニ寄與スル所アラントス。

昭和十二年九月

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫目次

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫大旨	一
第一 産業組合網ノ完整ニ關スル事項	一
第二 産業組合事業擴充目標ニ關スル事項	五
第三 農山漁村産業組合ノ整備刷新ニ關スル事項	七
一 農村産業組合ニ於テ實行スベキ事項	七
(一) 内部組織強化ニ關スル事項	七
(二) 經營管理ニ關スル事項	一四
(三) 事業ノ大衆化ニ關スル事項	二〇
1 信用事業	二二
2 販賣事業	二四
3 購買事業	二六
4 利用事業	二八
5 其ノ他ノ施設	三〇
二 漁村産業組合ニ關スル事項	三一

三 其ノ他ノ産業組合ニ關スル事項	三三
(一) 産前處理ヲ行フ産業組合	三三
(二) 醫療利用組合	三五
第四 都市産業組合ノ發達ニ關スル事項	三九
一 市街地信用組合ニ關スル事項	三九
二 市街地購買組合ニ關スル事項	四〇
三 其ノ他ノ産業組合ニ關スル事項	四六
第五 事業系統機關ニ關スル事項	五〇
一 地方的産業組合聯合會ニ於テ實行スベキ事項	五〇
(一) 總括的事項	五〇
(二) 信用組合聯合會	五一
(三) 道府縣區域販賣購買組合聯合會	五三
二 全國的産業組合聯合機關ニ於テ實行スベキ事項	五四
(一) 産業組合中央金庫	五四
(二) 全國購買組合聯合會	五六
(三) 全國米穀販賣購買組合聯合會	五八
(四) 大日本生絲販賣組合聯合會	六〇

(五) 大日本柑橋販賣組合聯合會	六二
(六) 全國乾菓販賣購買組合聯合會	六三
第六 指導系統機關ニ關スル事項	六五
一 産業組合中央會及支會ニ於テ實行スベキ事項	六五
(一) 産業組合中央會	六五
(二) 支 會	六六
二 全國産業組合製絲組合聯合會ニ於テ實行スベキ事項	六九
第七 産業組合ノ聯絡統合ニ關スル事項	七〇
第八 産業組合教育及宣傳ニ關スル事項	七五
第九 青年運動、婦人運動ニ關スル事項	八四
第十 各種團體トノ聯絡強化ニ關スル事項	八九
第十二 其ノ他	九二
附 第二次産業組合擴充三ヶ年計畫實行施設	九四
第一 準備施設	九四
第二 計畫年度中施設	九六

第一 産業組合網ノ完整ニ關スル事項

産業組合擴充五ヶ年計畫ニ於テハ未設置町村ノ解消、組合員ノ増加等組織ノ大衆化ニ重點ヲ置キ之ニ努力ヲ集中シタリ。其ノ結果トシテ最終年度末ニ於ケル未設置町村ハ僅ニ三百餘ヲ殘スニ過ギズ、農業者ノ組織率モ亦既ニ十一年末現在ニ於テ七七・八%ニ上ルノ好成績ヲ收メ得タルモ、其ノ内容ニ付テハ遽ニ満足シ得ザルモノアリ。今之ヲ組合ノ實情ニ付テ觀ルモ、昭和八年以降ニ於テ設立ヲ見タル二千八百ノ新設組合ヲ有シ之等組合中ニハ其ノ事業未ダ完成ノ域ニ達セザルモノアリ。又一面ニハ所謂不振組合ト見ルベキモノ二千有餘ヲ數ヘ、將ニ完成ヲ見ントシツ、アル全國的組合網ハ其ノ實質的内容ニ於テ大ナル範圍ノ弱點ヲ包藏シ居ル實情ナリ。更ニ組合員ニ付テ觀ルモ農業者ノ組織率ハ最近頓ニ向上セシモ、同一人ノ重複計算サレ居ルモノ相當ノ數ニ上ルベキヲ以テ一般的農村産業組合ヘノ加入率ハ遙ニ低位ニ在リ、且ツ府縣別ノ組織率ハ其ノ間ニ於テ甚シキ跛行状態ヲ呈シ居レリ。又一般的農村産業組合ニ於ケル理想的經營型態タル四種事業兼營組合ニ付テ之ヲ觀ルモ、最近其ノ數ハ著シク増加シ九千八百ヲ數フルニ至レリト雖實際ニ之ガ總テヲ實行シ居ルモノハ僅ニ五千二百ニ過ギザル状態ナリ。尙信用販賣購買ノ三種以上ノ事業ヲ實行シ居ル組合數ヲ擧グルモ其ノ數ハ八千ニシテ、而モ産業組合作業ノ進展ニ付テ現レタル府縣別ノ跛行状態ハ農業者組合員ノ組織率ニ於ケル夫レ以上ニ甚シキモノアリ。又都市産業組合ノ發展ハ依然トシテ遲

々タルノ状態ニアリ。

組織部門ニ於ケル如キ實情ハ、正ニ我産業組合運動ノ未ダ以テ弱勢タルコトノ根本的原因ヲ成スモノニ外ナラズ。殊ニ其ノ府縣別ニ現ハレタル著シキ跛行の状態ノ内藏ニ至リテハ、今後ニ於ケル全國的運動ヲ強力ニ推進セシムルニ當リ重大ナル障碍トシテ前途ニ横ハルコトヲ痛感スルモノナリ。

依テ第二次擴充計畫遂行ニ當リテハ自己批判的見地ニ立チタル組織活動ヲ以テ其ノ中心の必行事項トナシ、特ニ左記事項ニ對シテ主力ヲ傾注シ以テ全産業組合組織ノ個々ニ付テノ內容的整備ニ努ムルト共ニ極力地方的跛行状態ノ是正ヲ圖リ、眞ニ充實シタル産業組合網ノ完整ヲ期スルモノトス。

1. 組合員ノ實質的增加
2. 四種事業ノ積極的實行
3. 不振組合ノ整理刷新
4. 新設組合ノ全面的活動促進
5. 農事實行組合ヲ基礎トスル組織的活動ノ徹底

第二 産業組合事業擴充目標ニ關スル事項

産業組合擴充五ヶ年計畫ニ於テハ産業組合事業ノ全面的發展ヲ企圖シテ事業ノ殆ド全部門ニ互リ達成目標ヲ樹立シ、全組合員ノ深キ認識ト固キ決意ノ下ニ其ノ遂行ニ努力ヲ傾注シタルノ結果、全部門共ニ著シキ擴充ヲ遂ゲ特ニ販賣購買事業ノ如キニ在リテハ我産業組合創始以來ノ劃期的進展ヲ見タリ。然リト雖今尙活動不活潑ナル地方ノ存スルト共ニ、更ニ道府縣ノ内部關係ニ付テ之ヲ仔細ニ觀ルモ其ノ發達ノ状態普遍的ナラザルモノアルヲ以テ産業組合現在ノ實力ハ未ダ完全ニ其ノ偉力ヲ發揮スルコト不可能ナルノ状態ニ在リ。依テ今後ノ運動ヲ推進セントスルニ當リテハ、更ニ産業組合事業ノ全面的擴充ヲ期スルト共ニ事業進展上ニ現レタル地方的跛行状態ノ是正ニ對シテ大ナル努力ヲ拂ハザルベカラズ。

之ガ爲全産業組合ニ依リテ全國的ニ統制スベキ目標ハ全國的ニ普遍性アル數種ノ事業、品目ノミニ止メ之ニ主力ヲ集中シテ其ノ平衡的發展ニ努力シ以テ全國的統制力ノ一層ノ強化ヲ期スルト共ニ、全國的統制目標品以外ノモノニ對シテハ道府縣及町村ニ於テ其ノ社會的經濟的事情ニ即シテ地方的ニ統制ヲ要スベキ事業、品目ヲ選定シ道府縣統制目標、町村統制目標ヲ樹立シテ地方的活動ノ促進ヲ圖リ産業組合事業ノ全面的擴大ヲ期スルモノトス。

一、全國的統制目標ノ數字計畫ニ付テハ最終年度ノ目標ノミヲ掲グルコト、シ、道府縣ヘノ割當ハ各事

項、品目ニ付テ定メラレタル全國的統制目標ノ%ヲ其儘一律ニ最低限度ノ基準トシテ割當テ、以テ全國的統制ヲ要スル事項ニ付極力平衡的發展ノ促進ヲ圖ルモノトス。

全國的統制ヲ要スル事項及目標ハ左ノ通りトス。

- (一) 全國的統制ヲ要スル事項
1. 貯金ノ吸收
 2. 販賣ノ統制
米、小麥、繭絲、木炭、鶏卵、蜜柑ヲ全國的統制目標品トス。
 3. 購買ノ統制
肥料、飼料ヲ全國的統制目標品トス。
經濟用品ニ對シテモ積極的ニ配給計畫ヲ樹ツルモノトス。

(二) 目 標

全 國

1. 貯金ノ吸收目標
增加額、郵便貯金及貯蓄銀行貯金ノ合計額ヲ基準トシテ其ノ二〇%。
但シ六大都市所在府縣ハ五%以上トス。

2. 販賣統制目標

米	全國販賣數量ノ	四〇%
小麥	全國販賣數量ノ	六〇%
繭絲	全國產繭額ノ	四〇%
但シ生絲、乾繭ハ之ヲ生繭ニ換算スルモノトス		
木炭	全國生產數量ノ	一五%
鶏卵	全國生產數量ノ	二〇%
蜜柑	全國販賣數量ノ	三〇%

3. 購買統制目標

肥料	全國金肥消費額ノ	六〇%
飼料	全國飼料消費額ノ	三五%
經濟用品		

各道府縣ハ一齊ニ左記基準ヲ最低限度トシテ積極的ニ配給計畫ヲ樹立シ、飯米其ノ他食料品ノ配給ニ付テモ十分ナル考慮ヲ拂ヒ其ノ遂行ヲ期スルモノトス。

一組合員當 三十五圓

(備考) 各事項品目ノ基礎數字ハ昭和十一年末現在ニ據ルモノトス。

道府縣

道府縣ハ一齊ニ各事項品目ニ付テ定メラレタル全國的統制目標%ヲ最低限度ノ目標トシテ、地方ノ事情ニ應ズル年次の數字計畫ヲ樹立シ其ノ遂行ヲ期スルモノトス。

(三) 系統機關ニ於ケル統制目標

1. 全國的產業組合聯合機關ハ全國的計畫ヲ基礎トシ、統制目標ヲ定メ其ノ遂行ヲ期スルモノトス

2. 地方的產業組合聯合會ハ全國的統制ヲ要スル事項、品目ニ對シテハ全國的諸機關ノ計畫及道府縣割當ヲ基礎トシテ年次計畫ヲ樹立シ其ノ遂行ヲ期スルモノトス。

二、全國的統制目標品以外ノモノニ對シテハ、各道府縣ニ於テ地方ノ實情ニ即シ積極的ニ統制計畫ヲ樹立シ其ノ遂行ニ當ルモノトス。

地方的產業組合聯合會ハ全國的統制目標品以外ノモノニ對シテハ、道府縣計畫ヲ基礎トシテ積極的ニ統制計畫ヲ樹立シ其ノ遂行ヲ期スルモノトス。

第三 農山漁村產業組合ノ整備刷新ニ關スル事項

一、農村產業組合ニ於テ實行スベキ事項

農村產業組合ハ產業組合擴充五ヶ年計畫ノ遂行ニ依リテ全面的ニ著シキ發展ヲ遂ゲタリト雖、翻テ其ノ内容ヲ顧ルニ組織並經營上刷新ヲ要スベキモノ決シテ尠シトセズ。

惟フニ農村產業組合ハ農業者ノ自主的協同組織トシテ農村ニ於ケル生産及消費經濟ノ中樞タルノ任務ヲ有シ、我國現時ノ社會經濟機構ノ下ニ於テ農業者ハ產業組合ニ依テ農村ヲ協同化シ之ニ依據スルニ非ザレバ絕對ニ其ノ經濟上ノ獨立的存在ヲ確保シ能ハザルヲ以テ、全農村產業組合ハ速ニ農業者ノ全部加入ノ實現ヲ爲スト共ニ、左記事項ノ實行ニ依リテ極力内部組織ノ強化、經營管理ノ適正、事業大衆化ノ徹底ヲ圖リ以テ產業組合ニ依ル農村經濟ノ協同的組織化ノ完成ヲ期スルモノトス。

一、内部組織強化ニ關スル事項

產業組合ノ整備刷新ヲ圖リ一層今後ノ運動ヲ推進セシメントスルニ當リテハ、組合諸機關ノ有機的組織的活動ニ遺憾ナキヲ期スルヲ以テ喫緊ノ要事トナス。依テ全農村產業組合ハ左記ニ依リ大ニ内部組織ヲ強

化整正シテ組合進展ノ基礎ヲ確立シ、自主的機關タルノ機能ノ發揮ニ努ムルモノトス。

(一) 農事實行組合

農事實行組合ハ從來主トシテ未加入農家ニ對スル産業組合事業參加ノ手段トシテ認メラレ來リタル程度ニ止マルヲ以テ二、三ノ地方ヲ除キテハ未ダ其ノ普及及活動ニ見ルベキモノナキ状態ナリ。然ルニ今後更ニ農村協同化ノ完成ニ向ツテ計畫ノ全面的遂行ヲ期セントスルニ當リテハ産業組合ハ其ノ基礎ヲ農村生活ノ據點タル部落ニ置き、之ガ組織化ト整備ヲ圖リ、其ノ鞏固ナル自治的結合力ト相俟チテ計畫的組織的活動ヲ爲スノ要緊切ナルモノアルヲ認ム。依テ全農村産業組合ハ積極的ニ農事實行組合ノ設立獎勵ト加入ニ努メ、且ツ之ヲ組合活動ノ基礎單位トスルノ方針ヲ樹立シテ組織的活動ノ促進ヲ圖リ、常時組合經營ニ對シ組合員ノ意思ヲ反映セシメ以テ産業組合ノ大衆化ノ徹底ヲ期スルモノトス。

而シテ農事實行組合ノ事業及運營ノ方法ニ付テハ各種團體ト圓滿ナル協調ヲ遂ゲ町村ノ實情ニ即シテ慎重之ガ決定ヲ爲スコトヲ緊要トシ、特ニ左ノ各項ニ付テハ十分ナル考慮ヲ拂ヒ其ノ實行ニ努ムルモノトス。

1. 農事實行組合ハ之ヲ産業組合内部ノ組織トシテ取扱ヒ、其ノ活動ノ經濟的部面ニ付テハ産業組合ノ細胞組織トシテ活動セシムルモノナリト雖、素ト農事實行組合ハ農村經濟更生計畫ノ基礎的實行

團體トシテ産業、經濟、自治並教化事業等ニ付テノ綜合的部落統制機關タル任務ヲ同時ニ負フベキモノナルニ鑑ミ、産業組合ハ夫等ノ關係團體ト聯絡ヲ緊密ニシ、特ニ系統農會ノ積極的指導ト相俟チテ農事實行組合ノ全面的活動促進ヲ圖ルノ方針ヲ持スルコト

2. 農事實行組合ノ設立ニ當リテハ左記ノ各項ニ付テハ考慮ヲ拂フコト

(1) 農事實行組合ノ地區ハ成ルベク自然部落ニ基礎ヲ置クコト

(2) 農事實行組合ノ員數ハ部落ノ實情ニ依リテ定マルモノナリト雖徒ニ多人數ヲ擁シ産業組合ノ細胞組織トシテノ任務ヲ果シ得ザルガ如キコト無キ様留意シ、必要ニ應ジテハ部落内ニ數組合ヲ設立爲ス等適當ノ方法ヲ講ズルコト

(3) 既設ノ農家組合、農事改良組合等ニシテ一般的事業ヲ目的トスル農家小組合ノ改組ニ依ル場合ニ在リテハ上記方針ニ從フノ外改組ニ際シテ地區内ニ於ケル農業者ハ全部之ヲ加入セシムル様特ニ考慮ヲ拂フコト

(4) 地方ノ實情ニ應ジ必要アル場合ハ農事實行組合ノ下部組織トシテ班又ハ組等ノ制度ヲ設クルコト

(5) 農事實行組合ノ諸役員中ニハ青壯年ヲ可能ナル限り多數參加セシメ其ノ活動ヲ活潑ナラシムルコト

3. 産業組合ト農事實行組合トノ關係ニ付テハ左記方針ヲ採ルコト

(1) 組合員ハ産業組合及農事實行組合ニ對スルニ重加入ヲ以テ原則トナシ、農事實行組合ノ機能ノ發揮ニヨリテ極力産業組合未加入農家ノ解消ニ努ムルコト

(2) 産業組合ノ各種委員ハ農事實行組合ヲ單位トシテ之ヨリ選出スルノ方針ヲ採ルコト

(3) 産業組合ノ各種事業ヲ通ジテ取引上ノ根本方針ニ付テハ飽迄個人ヲ責任單位トスルコトヲ以テ原則トナスモ、左記ニ對シテハ農事實行組合ヲ責任單位トスル取引ノ途ヲ積極的ニ開キ、以テ部落ヲ單位トスル協同活動ノ促進ニ資スルト共ニ未加入零細農家ニ對シテ極力事業上ノ便益ヲ與フルコト

イ、集團經營ニ對スル資金ノ融通

ロ、共同作業場及其ノ他ノ共同設備ニ要スル資金ノ融通

ハ、生業、副業資金其ノ他零細ナル資金ノ融通

ニ、産業組合未加入者及産業組合員ニシテ直接取引困難ナルガ如キ事情ニ在ル零細農家ニ對スル資金ノ融通若クハ購買品ノ配給

ホ、農事實行組合ノ協同的事業ニ伴フ販賣購買事業

(4) 産業組合ノ販賣購買事業ニ付テハ農事實行組合ヲシテ其ノ部落取纏機關タラシムルコト

4. 産業組合ハ農事實行組合長協議會ヲ常時開催シ相互ノ聯絡ヲ圖ルト共ニ組合活動ノ活潑ヲ期スルコト

5. 農事實行組合ニ關スル諸手續届出等ニ付テハ産業組合ニ於テ代ツテ之ヲ行ヒ、其ノ他諸般ノ便宜ヲ與フルコト

6. 負債整理組合ハ可能ナル限り農事實行組合ヲ主體トシテ之ヲ組織セシメ、既存ノ負債整理組合ニ對シテハ農事實行組合ト同様ニ取扱ヒ極力事業上ノ援助ヲ爲スコト

7. 養蠶實行組合及漁業協同組合ニシテ部落單位ノモノニ付テハ農事實行組合ニ準ジテ同様ノ取扱ヲ爲シ事業上ノ援助ヲ爲スコト

(二) 總會及總代會

産業組合ニ在リテハ最高意思決定機關トシテ總會ノ外ニ總代會ノ制度認メアルモ、全組合員ノ意思ヲ普ク反映セシムル爲ニハ組合員數ノ多少ヲ論ゼズ總會ニ據ルヲ原則トナシ、特ニ左記ノ實行ニ依リテ組合員總意ニ基ク組合經營ノ確立ヲ期スルモノトス。

1. 總會開會ニ際シテハ適切ナル方法ヲ講ジ總組合員ヲ出席セシムルコト

2. 議案ニ付テハ懇切平易ナル説明ヲ爲スト共ニ組合員ノ發言ヲ尊重シ十分審議ヲ盡サシムルコト

3. 議事録ハ詳細ニ記録シ且ツ決議ノ結果ヲ全組合員ニ周知セシムル様努ムルコト

4. 總代會ニ付テハ總會ニ準ズベキモ、總代ノ員數ハ成ル可ク之ヲ多數トナシ一般組合員ノ傍聽ヲ獎ムル外決議事項ハ其ノ都度之ヲ全組合員ニ周知セシムル様適當ナル途ヲ講ズルコト

(三) 理事監事及常務役職員

産業組合ノ社會的重要性ノ増大ト組合事業ノ擴大トニ伴ヒテ、之ガ運営ノ任ニ當ル理事監事及常務役職員ノ地位ハ益々重キヲ加ヘ又其ノ行動ハ直ニ組合事業成績ニ現ハレ、惹テハ全組合員ノ經濟ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ其ノ選任採用等ニ關シテハ十分ナル考慮ヲ拂ヒ遺憾ナキヲ期スルモノトス。

1. 理事監事ノ選任

(1) 理事監事ノ選任ニ當リテハ組合ノ事情ニ應ジ投票、詮衡委員、議長指名等何レノ方法ニ依ルモ可ナルモ努メテ組合員ノ總意ヲ反映セシムルコト

(2) 理事監事ノ資格ハ人格、技能及活動力ニ最モ重キヲ置キ、適任者タル資格ヲ有スル場合ニ於テハ年齢、社會的地位ノ如何ヲ問ハズ之ガ選任ヲ爲スコト

(3) 選任當時適任者タリシ者ト雖時日ノ經過、事情ノ變化等ニ因リテ適任者タルノ資格ヲ失ヒタル場合ハ、徒ニ行掛リニ拘泥シテ更迭ヲ躊躇シ若クハ情實の再選ヲ爲スガ如キハ絕對ニ之ヲ避クルコト

(4) 組合ト利害相反スル立場ヲ有スル者、政黨ノ黨務ニ從事スル者等ハ其ノ選任ヲ努メテ避クルコト

2. 常務役職員

(1) 組合長若クハ専務理事ハ他ノ職務ヲ兼任スルコトヲ避ケ専心組合事業ニ盡力ヲ爲スコト

(2) 常務役職員ハ總テ之ヲ有給ト爲シ可及的優遇ノ途ヲ講ジ専心組合事業ニ盡サシムルコト

イ、給料、旅費等ニ關スル給與規程ヲ整備スルト共ニ退職給與金制度ノ確立ヲ爲スコト

ロ、執務時間及公休日ヲ定メ之ガ勵行ヲ爲スコト

ハ、常務役職員ノ共済福利施設ニ付十分ナル考慮ヲ拂ヒ其ノ實施ニ努ムルコト

ニ、職員身元保證制度ヲ勵行スルコト

(3) 職員ノ採用ニ當リテハ情實ニ捉ハル、コトナク適材ヲ得ルコトニ努メ、更ニ進ンデハ産業組合自ラ職員ヲ養成スルノ方針ヲ採ルコト

(4) 産業組合運動ニ於ケル常務役職員ノ地位ニ對スル認識ヲ深メ且ツ技能ノ鍊磨ニ資スル爲左記事項ノ實行ニ努ムルコト

イ、研究会、懇談會ノ開催

ロ、産業組合ノ視察研究

ハ、産業組合關係講習會、講演會へノ出席

ニ、其ノ他職員ノ訓練上必要ナル事項

(四) 信用評定委員

信用評定委員ニ關シテ左記事項ニ付十分ナル考慮ヲ拂ヒ其ノ機能ノ發揮ニ努ムルモノトス。

1. 信用評定委員ハ大體各部落ヲ單位トシ組合員ノ各般ノ實情ニ通曉シ清廉ニシテ公平ナル人物ヲ選出スルコト

2. 定期信用評定委員會ハ年二回以上之ヲ開催シ適正ナル信用程度表ヲ作成スルコト

3. 各委員ハ常ニ組合員ノ信用状態ニ注意シ經濟界ノ變動其ノ他ニ因リ組合員ノ信用ノ基礎ニ影響アリタル時ハ直ニ調査ノ上程度表ヲ訂正スルコト

(五) 部落委員

農事實行組合ノ設立加入ヲ見ルニ至ル迄、又ハ地方ノ事情ニ依リ其ノ必要アル場合ハ世話係、聯絡係等ノ部落委員ヲ設ケ其ノ活動促進ニ努メ、以テ産業組合事業ノ進展ト圓滑ナル運営ニ資スルモノトス。

二、經營管理ニ關スル事項

合理的經營ノ確立ハ産業組合運動ノ要諦ナルヲ以テ第二次擴充計畫遂行ニ當リテハ特ニ此ノ點ニ留意シ資金並ニ之ガ運用ノ適正、事業執行ニ關スル整備改善、自治監査ノ徹底ヲ圖リ以テ一層財政的基礎ノ強化、能率ノ増進、對外信用力ノ向上ニ努ムルモノトス。

(一) 財務ノ整備強化

財務ニ關シテハ特ニ左記ニ依リテ其ノ整備強化ニ努メ産業組合ノ財政的基礎ノ確立ヲ爲スモノトス。

1. 資金ノ擴充

(1) 各種事業ヲ通ジ資金需給並損益ノ適正ナル計畫ヲ樹立シ事業運営ノ圓滑ヲ期スルコト

(2) 出資ノ増加、剩餘金ノ内部保留率ノ増大等自己資金ノ充實ニ努ムルコト

(3) 多額ノ借入金ヲ有スル組合ハ詳細ナル償還計畫ヲ樹立シ、成ル可ク速ニ所要ノ資金ハ自給資金ヲ以テ賄ヒ得ル様努ムルコト

2. 資産ノ充實

(1) 固定資産ハ少クトモ自己資金ノ範圍内ニテ賄フノ原則ヲ確守スルト共ニ建物、機械、什器等ニ對シテハ剩餘金ノ多寡ニ關セズ一定ノ償却標準ヲ定メ毎年適當ナル減價償却ヲ行ヒ、其ノ他ノ所有物ニ對シテモ其ノ評價ヲ適切ナラシムルコト

(2) 貸出金、未收代金等ノ固定防止ニ付十分ナル注意ヲ拂フト共ニ固定セルモノニ對シテハ左記

ノ方法ニ依リ之ガ整理ニ努ムルコト

イ、債務者ニシテ辨濟能力アルニモ拘ラズ義務觀念缺如ノ爲固定セルモノニ對シテハ英斷ノ處置ヲ講ズルコト

ロ、役員若クハ會テ役員タリシ者ノ固定債權ハ第一ニ之ガ整理ヲ爲スコト

ハ、返済貯金ノ積立、貸付條件ノ緩和、負債整理組合トノ聯絡ヲ爲ス等其ノ償還ノ容易ナル方途ヲ講ズルコト

ニ、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法ニ依ル低利資金ノ利用ニ努ムルコト

ホ、特ニ販賣未收金ニ付テハ取立整理ヲ嚴ニシ其ノ處置ヲ謬ラザルコト

ヘ、回收不能ノ債權ハ適當ナル方法ヲ講ジ償却ヲ爲スコト

(3) 既ニ支拂ヒタル費用ハ繰延資産トシテ資産ニ計上セザルコト

(4) 定期貯金、据置貯金、借入金等ニ對スル未拂利息ハ毎年度損失ニ計上スルコト

(5) 未収入利息、未収入利用料、未収入保管料ノ如キ未收ニ屬スルモノハ利益ニ計上セザルコト

3. 支拂準備金及餘裕金ノ管理

(1) 貯金ニ對スル支拂準備金ハ貯金總額ノ三割程度ヲ標準トシ之ガ適正ナル保管ヲ爲スコト

(2) 餘裕金ノ管理ニ關シテハ系統機關ニ對スル預ケ入レヲ原則トスルコト

(3) 日々ノ手許現金在高ハ必要ナル最小限度ニ止メ置クコト

(II) 事業ノ執行

事業ノ執行ニ付テハ法令、定款、總會決議等ヲ嚴守シ、事業執行組織並方法ノ改善ニ努メ一層能率ノ向上ヲ圖ルト共ニ特ニ左記ノ各項ニ留意シ事業遂行ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス。

1. 理事會ハ之ヲ毎月定日ニ開催シテ經營ニ關スル重要事項ノ報告協議等ヲ爲シ全理事ノ合議ト協力ニヨリテ事業ノ進展ヲ期スルコト

2. 組合長若クハ專務理事ハ必ず日勤トスルコト

3. 事務執行組織ニ付テハ各事業別係ヲ設ケ之ヲ秩序的、有機的ナラシメ以テ事務ノ公正ト明確ヲ期スルコト

4. 役員及各種委員ハ夫々隨時會合ヲ爲シ事業ノ運営ニ付協議聯絡ヲ爲スト共ニ組合ノ狀況ヲ常時全組合員ニ周知セシムルノ方法ヲ講ズルコト

5. 常務役員組合事業ノ執行ニ當リテハ組合員ノ福祉ヲ念トシ特ニ左ノ點ニ留意ヲ爲スコト
イ、懇切丁寧ヲ旨トスルコト

ロ、嚴正公平タルコト

ハ、敏速正確ヲ期スルコト

6. 徒ニ經費節減ニ急ニシテ職員數少ナキニ失シ事務不整理ニ陥ラザルコト

7. 少クトモ左記規程ヲ備フルト共ニ各種事業ニ關スル細則ヲ設ケ規程ノ整備ヲ爲スコト

イ、事業執行細則

ロ、役員會規程

ハ、總會規程（總代會規程）

ニ、信用評定規程

ホ、處務規程

ヘ、監査規程

ト、教育部及教育委員會規程

チ、役職員給與規程

8. 事務所ノ構造、設備ニ留意シ組合員ニ利便ト好感ヲ與フル様努ムルコト

(三) 會計組織及會計事務整理

會計組織ノ整備刷新ヲ圖リ一層會計事務整理ノ正確敏速ナルコトヲ期スルモノトス

1. 會計事務ハ必ズ現金出納事務ト記帳事務トヲ別人ニヨリテ處理スルコト

2. 執務者相互間ニ相牽制スルノ方法ヲ採リ誤謬不正ヲ容易ニ發見檢證シ得ル組織ト爲スコト

3. 帳簿組織ヲ整備シ各種帳簿ハ相互ニ聯絡ヲ保タシメテ帳簿相互間ニ於ケル突合ヲ爲シ得ル様ニスルコト

4. 主要ナル勘定科目ニ對シテハ全部補助簿ヲ備フルコト

5. 少クトモ毎月一回ハ元帳主要科目ト補助簿集計額、販賣品、購買品、農業倉庫受寄物、動産擔保品等ノ現物ト帳簿殘高トノ照合ヲ爲シ、又現金在高ト日記帳殘高ニ付テハ毎日之ガ照合ヲ行ヒテ記帳、出納、受拂ノ正確ナルヲ期スルコト

6. 各種補助簿ハ取引ノ都度必ズ之ヲ記帳スルコト

7. 計數上不突合額、現金及物品ノ過不足ニ付テハ其ノ處理顛末ヲ明瞭ニ爲シ置クコト

8. 取引ニ關スル證憑書類ノ整理保存ヲ適切ナラシムルコト

(四) 監査

左記事項ノ實行ニ依リ自治監査ノ徹底ヲ圖リ以テ組合事業ノ遂行ニ遺漏ナキヲ期スルモノトス。

1. 監事ハ少クトモ毎月一回定期監査ヲ行フノ外必要ニ應ジ隨時監査ヲ行ヒ其ノ徹底ヲ期スルコト

2. 監査規程、監査要項ヲ制定シ之ニ基キテ監査ヲ行ヒ以テ情實ヲ避ケ監査ノ嚴正公平ヲ期フルコト

3. 監事ハ左ノ事項ニ付監査ヲ爲スコト

イ、法定定款、總會決議其ノ他諸規程ノ實施ニ關スル事項

ロ、資産負債、損益及剩餘金處分ニ關スル事項

ハ、會計組織、事務整理ニ關スル事項

ニ、業務執行ノ狀況

4. 成ルベク監事中ヨリ常任監事ヲ定メ之ヲ中心トシテ監査ヲ行フコト
5. 主要ナル科目ニ付テハ少クとも毎年一回必ず組合帳簿ト取引先ノ帳簿トノ照合ヲ爲スコト
6. 組合役職員ト組合トノ取引ニ付テハ特ニ注意ヲ拂フコト
7. 監査終了後監事ハ理事全員ノ參集ヲ求メテ監査ノ結果ヲ報告シ又監査ノ結果改善整理ヲ要スベキ事項ニ付テハ常ニ注意ヲ拂ヒ其ノ速ナル實現ニ努ムルコト
8. 監査ニ當リ不正、違法行爲等ヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ對策ヲ講ズルコト
9. 監査ノ結果ニ付テハ監査簿ヲ設ケテ監査顛末ヲ記録シ組合役員、指導者並監督者以外ニ漏サザルコト

三、事業ノ大衆化ニ關スル事項

農村産業組合ハ事業ノ大衆化ヲ圖リ、之ヲ全農業者ノ經濟生活ニ徹底セシメ其ノ機能ヲ十分ニ發揮シテ農村更生ノ實ヲ擧グルコト刻下ノ急務ナリトス。之ガ爲ニハ大ニ内部組織ノ強化ト經營管理ノ適正トヲ期

スルノミナラズ、活動ノ基礎ヲ農村部落ニ置キテ四種事業全部ヲ實行スルト共ニ各種事業相互間ニ有機的關聯性ヲ保タシメ更ニ進ンデ文化的、社會的施設ヲ實施シ綜合的運營ノ効果ヲ擧ゲ以テ産業組合經營ノ刷新強化ヲ圖ルコトヲ要ス。

依テ農村産業組合ハ第二次擴充計畫ノ遂行ニ當リテハ左記方針ニ則リ各種事業ニ付銳意其ノ擴充ニ努ムルモノトス。

(一) 信用事業

組合員タル農林漁業者等ノ貯金ニシテ組合外ヘノ流出ハ相當多額ニ上ルモノアリ他面農林漁業者ノ總負債額四十一億圓(農林省經濟更生部ノ調査、昭和十年八月末現在)ニ付テ之ヲ借入先別ニ觀ルニ銀行十一億圓(二七%)個人十三億圓(三二%)無盡賴母子講七億圓餘(一七%)其ノ他三億圓(七%)ナルニ對シ産業組合ハ僅ニ七億圓(二七%)ヲ占ムルニ過ギザル状態ニアリテ産業組合ノ貸出ノ餘地尙大ナルモノアルヲ認ム。依テ全農村産業組合ハ左記ニ依リ貯金ノ吸收増加ト相俟チテ一層資金貸出ノ積出ノ積極化ヲ圖リ以テ區域内金融ノ統制ニ努メ、農村金融ノ確立ヲ期スルモノトス。

一、貯金ニ關スル事項

- (1) 貯金吸收ノ計畫目標ヲ樹立シ其ノ遂行ヲ期スルコト
- (2) 貯金ニ付テハ區域内ノ實情ニ應ジ適切ナル獎勵方法ヲ講ズルコトヲ要シ特ニ左ノ各項ニ付テ

ハ十分ナル考慮ヲ拂フコト

イ、農會及其ノ他ノ指導團體ト密接ナル聯絡ノ下ニ農事實行組合ヲ通ジテ積極的ニ組合員ノ生産計畫ノ實行ニ對シテ協力シ、技術ノ改善、新規事業ノ開拓、經營ノ合理化等ヲ圖リテ貯蓄力ノ増大ニ努ムルコト

ロ、農事實行組合ノ活動ト相俟チ販賣事業ノ擴充ヲ圖リ販賣代金ノ貯金化ニ努ムルコト

ハ、保健貯金ヲ義務貯金ト爲シ其ノ勵行ニ努ムルコト

ニ、組合利用ニ依ル利益中ヨリ貯金ヲ爲サシムルコト

ホ、目的貯金、記念貯金等ノ零細貯蓄貯金ヲ獎勵スルコト

(3) 貯金利率ノ引下ゲニ努メ信用組合聯合會ノ利率ヲ標準トシテ之ヲ定ムルコト

二、貸付ニ關スル事項

(1) 區域内ノ資金需給及負債狀況等ノ調査ヲ爲スト共ニ農會ト緊密ナル聯絡ノ下ニ副業ノ獎勵、新規事業ノ開拓ヲ爲シ之等ニ對シテ融資計畫ヲ樹立シ積極的ニ資金ノ融通ヲ爲ス様努ムルコト

(2) 貯金利率ノ引下ゲト相俟チ貸出金利率ノ低下ニ努ムルコト

(3) 信用程度表作成ノ基準ニ付テハ組合員ノ人的要素及組合利用狀況等ヲ重要視スル方針ヲ確立スルト共ニ、生産物ノ豫約出荷ヲ條件トスル場合信用程度ノ擴張ヲ爲シ得ル途ヲ講ズルコト

(4) 貸付最高限度ノ適正ヲ期シ貸付ノ一部の偏重ノ是正ニ努ムルコト

(5) 貸付事業ヲ媒介トシテ組合員各個經濟ノ收支ニ對シ指導ヲ爲スコト

(6) 農事實行組合ノ協同活動ニ要スル資金、農事實行組合ヲ通ズル零細資金ニ付テハ積極的ニ貸出ニ努ムルコト

(7) 農業動産信用法ノ活用ニ依リ貸出ノ積極化ヲ圖ルコト

(8) 組合員ノ負債整理促進ニ對シテハ左記ニ依リ之ガ實行ニ努ムルコト

イ、産業組合ガ負債整理ヲ行フニ付テハ原則トシテ負債整理組合ヲ設立加入セシメ其ノ聯絡ヲ取リテ行フモノトスルコト

ロ、負債整理組合ハ可能ナル限り農事實行組合ヲ主體トシテ之ヲ組織セシムルコト

ハ、高利貸信用、商店信用等不合理ナル金融ノ固定シタルモノハ負債整理事業ヲ通ジテ之ヲ徹底的ニ排除シ、組合員ガ之等ノ羈絆ヨリ速ニ離脱シ得ル様努ムルコト

ニ、産業組合ハ負債整理組合ニ對シテ繋資金並其ノ他必要ナル資金ノ融通ヲ爲シ且ツ事務整理ノ援助ヲ爲スコト

(9) 土地擔保貸付ニシテ償還極メテ困難ニ陥リタル場合ハ金利ノ低下、期限ノ延長等ヲ爲シ、又ハ已ムヲ得ズ組合ニ所有ヲ移ス場合ニハ本人ニ耕作セシムルノ途ヲ講ジ努メテ耕作農民ノ土地喪

失ヲ防止スルコト

二四

(10) 自作農創設維持又ハ土地ノ町村外流出防止ニ付テハ組合資金關係ヲ考慮シ可能ナル限り其ノ貸出ニ努ムルコト

(二) 販賣事業

最近販賣事業ニ對スル産業組合ノ進出ハ全國的ニ見ルベキモノアリト雖、事業實行組合數、取扱品ノ種類其ノ他組合ノ活動狀態等ニ付テ仔細ニ之ヲ觀ルニ其ノ發達尙未ダ普遍的ナリト謂ヒ得ザルモノアルヲ以テ、第二次擴充計畫ノ遂行ニ當リテハ事業未開始組合ハ勿論ノコト事業實行組合ニ在リテモ積極的ニ其ノ町村ノ經濟的地理的諸事情ノ實際ニ即シタル販賣統制計畫ヲ樹立シ極力其ノ實行ニ努ムルコトヲ要ス。而シテ販賣事業ニ於テ産業組合ノ統制機能ヲ十分ニ發揮センガ爲ニハ農事實行組合ヲ基礎トスル計畫的組織的活動ヲ行ヒ、且ツ肥料其ノ他生産手段ノ配給及生産資金ノ貸出等ト有機的關聯ヲ保タシメ綜合的運營ノ成果ヲ收ムルコト最モ緊要ナリトス。依テ全農村産業組合ハ此ノ點ニ付十分ナル考慮ヲ拂フト共ニ、特ニ左記各項ノ實行ニ努メ以テ區域内農林生産物ノ全般ニ互リ統制ノ強化ヲ期スルモノトス。

1. 町村ノ實情ニ應ジ左記ニ依リテ農林生産物ノ販賣計畫ヲ樹立シ其ノ遂行ヲ期スルコト

(1) 全國的及道府縣統制目標品ニ對スル年次別遂行計畫ヲ樹立スルコト

(2) 前項以外ノモノニ對シテモ積極的ニ取扱ヲ爲シ之ガ遂行目標並年次計畫ノ樹立ヲ爲スコト

(3) 販賣計畫ヲ樹立スルニ當リテハ主要生産物ノミナラズ零細ナル副業的生産物ニ付テモ其ノ各戸別部落別ノ生産、販賣狀態及組合ヘノ出荷見込ニ對スル基礎的調査ヲ行ヒ、且ツ小産者ノ生産物ノ取扱ニ重點ヲ置ク方針ヲ採ルコト

2. 系統機關ノ取扱品ニ付テハ絶對的ニ系統機關ヲ利用シ全國的販賣統制ノ強化ヲ期スルコト

系統機關ノ取扱品以外ノモノニ付テハ農會販賣斡旋所、全國農村工業品販賣所等ヲ利用シテ共同販賣ノ實ヲ舉グルコトニ努ムルコト

3. 米及小麥ノ販賣ニ付テハ極力無條件委託、代金共同計算ノ實行ニ努ムルコト

4. 繭絲販賣組合ノ設置ナキ養蠶地方ニ在リテハ別記「產繭處理ヲ行フ産業組合」ニ依リ產繭處理ニ對シテ積極的進出ヲ爲ス様努ムルコト

5. 販賣事業資金ニ關シテハ極力自己資金ノ充實ニ依リ之ニ充ツルコト勿論ナリト雖、常ニ信用組合聯合會ト聯絡ヲ保チ事業ノ圓滑ナル遂行ニ支障ナカラシムル様努ムルコト

6. 販賣假渡金ハ急速ヲ要スル小産者ニ對シテハ迅速ニ支拂ヲ爲シ且ツ其ノ利息ハ極力低率トスルコト

7. 組合利用ノ徹底ヲ期スル爲拔賣其ノ他定款規約等ノ違反ニ對シテハ過怠金制度ヲ活用スルト共

二五

- ニ、農事實行組合ヲ基礎トスル責任出荷制度ノ實行ニ努ムルコト
8. 販賣歩合金又ハ販賣手數料ニ付テハ從來主トシテ從量制ヲ採リ來リタルモ必要ニ應ジ從價制若クハ從量從價併用制ヲ採用シ組合經營ノ合理化ヲ期スルコト
 9. 農村工業ノ實行ニ當リテハ徒ニ他ノ事例ヲ模倣スルコトナク克ク區域内ノ基礎條件、技術、採算關係等ヲ考慮シ、且ツ市場ニ於ケル消費力、他地方ノ生産狀況等ニ付十分ナル調査ヲ遂ゲ生産物ノ處理ニ困難ヲ來スガ如キコトナキ様適切ナル計畫ヲ樹立スルコト
 10. 組合製絲、乾繭販賣、農村工業等ヲ行フ廣區域組合トノ事業上ノ聯絡ニ付積極的考究ヲ爲スコト
 11. 米、麥又ハ木炭ヲ取扱フ組合ハ悉ク農業倉庫ヲ設置シ、農業倉庫業ヲ經營セザル販賣組合ハ系統的ニ聯合農業倉庫ヲ利用スルコト
 12. 農業倉庫業ヲ經營スル廣區域產業組合ハ速ニ町村區域ニ改組スルコト
 13. 米穀統制組合ノ事業ヲ代行シ居ラザル組合ニ在リテハ條件ノ具備ニ努メ速ニ其ノ代行ヲ期スルコト

(三) 購買事業

購買事業ニ在リテハ販賣事業ノ積極的進出ト相俟チ之トノ事業運營上ニ於ケル有機的關聯性ヲ一層強化シ、肥料飼料ノミナラズ其ノ他ノ産業用品ニ付テ其ノ配給統制計畫ヲ樹立シ組合員ノ生産ヲ合理化

スルト共ニ、經濟用品ノ積極的取扱ヲ爲シテ消費經濟ノ合理化ヲ圖リ特ニ小産者ノ消費生活擁護ノ爲(其ノ任務ノ遂行ヲ期スルモノトス。

1. 全國的統制目標品ニ對シテハ左記ニ依リ年次別配給計畫ヲ樹立シ積極的ニ其ノ遂行ヲ期スルコト

(1) 肥料及飼料ニ付テハ全國的統制ヲ強化スル爲系統機關絕對利用ノ方針ヲ確立スルコト

- (2) 經濟用品ニ付テハ生活必需品ニ重キヲ置キ、飯米其ノ他ノ食料品ノ配給ニ付十分ナル考慮ヲ拂フコト

2. 肥料飼料以外ノ産業用品ニ付テハ全國的統制ヲ要スル目標品中ニ之ヲ掲ゲザルモ、之ガ配給ハ組合員ノ生産經濟ニ對スル産業組合ノ接觸部面擴大上絕對ニ必要ナルヲ以テ町村産業組合ハ積極的ニ之ガ計畫ヲ樹立シ、特ニ農機具、燃料、農業藥品等ニ付テ系統機關ノ配給計畫ニ對應シテ之ガ取扱ヲ爲スコト

3. 購買事業ノ擴充ト其ノ大衆化ヲ期スル爲ニハ、其ノ他ノ事業トノ有機的聯絡ヲ保ツト共ニ計畫的經營ノ徹底ヲ圖ルヲ最モ緊要トスルヲ以テ此點ニ十分ナル考慮ヲ拂ヒ、特ニ左記各項ノ實行ニ努ムルコト

(1) 購買品配給ノ計畫化ノ基礎的條件トシテ産業、經濟用品ノ戸別需要高調査(消費統計)ヲ勵行

スルコト

- (2) 消費統計ニ基キ合理的配給計畫ヲ樹立シテ配給ノ大衆化ヲ圖ルコト
- (3) 組合取扱品ハ豫約配給ヲ爲スコトヲ原則トシ之ガ徹底ヲ圖ルコト
- (4) 常時必要ナルモノニ付テハ組合ニ常備シ配給ノ圓滑ヲ期スルコトヲ要スルモ思惑の仕入ハ之ヲ爲ササルコト
- (5) 全國購買組合聯合會及道府縣聯合會ノ指導方針ニ則リ四半期運動計畫ヲ積極的ニ樹立シ區域内ノ實情ニ即シテ各期間ノ集中品目ヲ決定シ其ノ遂行ヲ期スルコト
- (6) 購買事業ニ關スル年中行事表ノ作成ヲ爲シ之ヲ組合員ニ周知セシメ計畫的配給ニ資スルコト
- (7) 農事實行組合ヲ活動ノ單位トシ事業ノ擴充、豫約配給ノ徹底ヲ期スルコト
- 4. 生産物出荷ヲ條件トスル肥料其他産業用品等ノ現物配給制ヲ擴張シ以テ積極的ニ特約取引制度ニ因ル弊害ニ因ル弊害除去ノ對策ニ資スルト共ニ特ニ商店信用ノ鞏固ヨリノ離脱ヲ圖ルコト
- 5. 特殊事業ヲ目的トスル廣區域組合トノ聯絡ヲ緊密ニシ特ニ肥料配給等ニ付テハ支障ヲ生ゼザル様努ムルコト
- 6. 加工生産ニ對シテ十分ナル考慮ヲ拂ヒ自給經濟部面ノ擴大ニ努ムルコト

(四) 利用事業

利用事業ニ關シテハ農事實行組合ト密接ナル聯携ノ下ニ各種産業設備ノ普及ヲ圖リ農業生産部面ヘノ

接觸範圍ノ擴大ト其ノ協同化ヲ期スルト共ニ、保健衛生、其ノ他諸施設ノ積極的擴充ニ努メ以テ農村經濟ノ改善ト農村文化ノ向上ニ資スルモノトス

- 1. 産業上ノ諸設備ニ對シテ積極的進出ヲ圖リ設備ノ性質及經濟的地理的關係ヨリ部落的施設ヲ適當トスルモノニ付テハ農事實行組合ヲシテ行ハシメ極力之ニ援助ヲ爲スノ方針ヲ採リ農業協同施設ノ充實ニ努ムルコト
- 2. 最近ニ於ケル農村事情ト地主小作關係ニ鑑ミ土地利用事業ニ關シ積極的考慮ヲ爲スコト
- 3. 醫療利用組合ノ擴充、家庭藥、衛生材料、榮養食料品等ノ配給ト相俟チテ左記施設ヲ行ヒ農村保健ノ向上ニ努ムルコト
 - イ、保健共濟施設ノ實施
 - ロ、助産婦、保健訪問婦ノ設置
 - ハ、健康相談所ノ設置
 - ニ、共同浴場、理髮所等ノ設置
- 4. 農村生活ノ改善及農村文化ノ向上ニ資スル爲冠婚葬祭用具ノ設備其ノ他適切ナル施設ノ實施ニ努ムルコト

(五) 其ノ他ノ施設

産業組合が眞ニ其ノ機能ヲ發揮シ益正常ナル發展ヲ期センガ爲ニハ單ニ組合員ノミナラズ其ノ家族ヲシテ克ク組合ヲ理解セシメ組合事業ニ積極的ニ參加セシムルト共ニ組合員相互間ニ於ケル親和力ノ強化ヲ圖ルコト緊要ナルヲ以テ特ニ左記事項ニ付十分ナル考慮ヲ拂ヒ其ノ實行ニ努ムルモノトス。

1. 農事實行組合ヲ中心トシテ少クトモ毎月一回部落集會ヲ開催シ組合事業内容ヲ周知セシメ、組合ニ對スル意見ヲ聽取スルコト
2. 常時青年及婦人組織ト緊密ナル聯絡ヲ取りテ未加入農業者ノ解消事業ノ普遍化ヲ圖リ特ニ經濟用品ノ配給ニ付テハ婦人ノ理解ニ努メ其ノ活動ヲ促進スルコト
3. 組合員ノ吉凶禍福ニ對スル福利共濟施設ヲ積極的ニ實施シ組合員ノ生活ト産業組合トノ接觸ヲ一層密接ナラシムルコト
4. 産業組合ハ町村ト聯絡シテ家政相談所等ヲ設置シ普ク組合員ニ對スル家事及經濟ノ相談ニ應ジ各種事業トノ有機的聯絡ノ下ニ組合員ノ經濟ヲ指導スル様努ムルコト
5. 集會所、俱樂部ノ設置、旅行、見學等ヲ實行シ組合員相互間ノ親睦ニ資スルコト
6. 上記各項實施ノ爲ニ要スル費用ニ付テハ經費ヨリ支辨スルハ勿論剩餘金中ヨリモ積立ヲ爲スコトニ努ムルコト
7. 産業組合ノ發展ニ伴ヒ區域内中小商業者ノ業務ニ影響ヲ生ズル場合之ニ對シ轉業資金ノ貸出其他

實情ニ即シテ適切ナル方策ヲ講ズルコト

二、漁村産業組合ニ關スル事項

昭和八年漁業組合ニ關スル法令ノ改正ニヨリテ漁業協同組合ノ制度認メラル、ヤ一部ノ府縣ニ於テ漁村ニ對スル指導獎勵上産業組合、漁業協同組合ノ何レニ依ルベキヤノ取扱方針區々ニシテ其ノ間紛議ヲ惹起シタルモノアルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ。

惟フニ漁業協同組合ノ使命ハ漁村ノ協同組合化ヲ圖ルニ在リテ漁村ノ更生上之ガ將來ノ發展ニ期待シテ俟ツ所甚ダ大ナルモノアリト雖、元來漁業協同組合ハ漁業者ヲ以テ構成スルヲ原則トスルガ故ニ其ノ職能トシテ各種ノ經濟的行爲ヲ營ム場合ニ在リテモ畢竟漁業及漁業者ニ基礎ヲ置キテ之ヲ行フモノナルコトヲ其ノ本體ト解セザルヲ得ザルナリ。

然ルニ我國ニ於ケル普通ニ所謂漁村ナルモノハ必ズシモ其ノ全部ガ純漁村ナリト謂ヒ得ザルノ實情ニ在リテ半漁半農ナルアリ、又ハ山村タルモノアリ、或ハ中小市街地ヲ形成シ居ル等一樣ニ之ヲ律スルコト能ハズ。加之、從來漁村産業組合トシテ取扱ヒ來リタル大部分ノ産業組合所在町村ニ付テ仔細ニ之ヲ觀ルモ其ノ實態ハ複雑多岐ヲ極メ漁村産業組合ナルモノモ、其ノ内容ヨリ觀レバ決シテ字義通りノ漁村若クハ漁業者ノ組合トシテノ特殊的存在ヲ示スモノニ非ザルナリ。而シテ其ノ所在町村ノ事情ニ應ジ漁業及漁業者

ニ密接ナル關係ヲ有スルモノアルハ勿論ナリト雖、實質的ニハ一般的産業組合トシテ活動シ且ツ重大ナル意義ヲ有ス。

依テ今後ニ於テハ純漁村若クハ之ニ準ズル町村ニ對シテハ左記方針ヲ以テ臨ムモノナリト雖、夫レ等以外ノ沿岸町村ニ在リテハ産業組合運動ノ意義ニ鑑ミ、漁業協同組合ト地域の若クハ事業上ノ分野ヲ劃シ且ツ圓滿ナル聯絡提携ノ下ニ積極的ニ活動シ其ノ機能ノ十分ナル發揮ニ努ムルコトヲ要スルモノトス。

(一) 産業組合未設置町村ニシテ純漁村ニ屬スルモノニ對シテハ専ラ漁業協同組合ノ活動ニ俟ツコト、シ今後ハ積極的ニ産業組合ノ設立獎勵ヲ行ハザルコト

(二) 純漁村若クハ之ニ準ズル町村ノ産業組合ニシテ將來發展ノ見込ナキモノハ適當ノ時期及方法ニ依テ之ガ整理ヲ爲スコト

(三) 純漁村若クハ之ニ準ズルモノ以外ノ未設置町村ニ在リテハ産業組合ノ活動ヲ要スベキ分野相當大ナルモノアルヲ以テ漁業協同組合ト區域的若クハ事業上ノ分野ヲ劃シ且ツ之ト圓滿ナル聯絡提携ノ下ニ産業組合ノ設立ニ努ムルコト

部落區域ノ漁業協同組合ナル場合ニ在リテハ農事實行組合ニ準ジテ取扱ヲ爲シ積極的ニ事業上ノ援助ヲ爲スコト

三、其ノ他ノ産業組合ニ關スル事項

一、産繭處理ヲ行フ産業組合

産繭處理ニ關シテハ曩ニ昭和九年産業組合産繭處理實施要綱ヲ決定シ爾來銳意之ガ實行ニ努メ來リタリ、最近全國的ニハ政府ノ施設ト相俟チテ組合製絲ノ整理合同進捗シ其ノ内容ノ整備充實見ルベキモノアリ又乾繭販賣組合ノ活動漸ク旺ナラントス。然リト雖府縣ノ實情ニ付テ仔細ニ之ヲ觀ルニ十數府縣ヲ除キテハ依然トシテ産繭處理ニ對シ殆ト未開拓ニ近キ状態ニアルヲ以テ第二次擴充計畫遂行ニ當リテハ左記方針ニ則リ産業組合ハ産繭處理ニ積極的進出ヲ爲シ以テ養蠶農家經濟ノ向上發展ニ資スルモノトス

(一) 産業組合ハ産繭處理遂行ノ爲關係團體ト協力シ繭絲販賣組合聯合會ヲ設立シ、積極的ニ製絲、乾繭、貯繭ノ事業ヲ行フモノトス。

(1) 繭絲販賣事業ハ町村産業組合ヲ單位トスル聯合會組織ニ依リ行フヲ以テ原則ト爲シ、町村産業組合ハ區域内ノ養蠶實行組合(農事實行組合)ヲ全部加入セシメ之ヲ供繭ノ基礎單位ト爲スコト

(2) 地方ノ事情ニ依リテ聯合會組織ト爲シ得ザル場合ハ養蠶實行組合及養蠶農家ヲ組合員トスル郡又ハ數ヶ町村區域ノ繭絲販賣組合ヲ設立スルコト

- (3) 繭絲販賣組合聯合會又ハ繭絲販賣組合ノ設立ニ當リテハ供繭及資金計畫ニ付テ慎重ヲ期スルト共ニ、其ノ事業運営ニ當リテハ特ニ町村産業組合トノ聯携ヲ緊密ニ保チ之ガ事業ノ徹底ヲ圖ルコト
- (二) 既設ノ組合製絲及乾繭組合ハ左記事項ノ實行ニ依リテ組織及内容ノ整備充實ヲ圖ルト共ニ供繭ノ確保ニ努メ以テ其ノ機能ヲ十分ニ發揮スルモノトス。
- (1) 聯合會組織ト爲シ得ル事情ニ在ル組合製絲又ハ乾繭組合ハ速ニ改組スルコト
- (2) 組合製絲、乾繭組合ハ自己資金ノ充實ヲ圖リ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ極力設備ノ充實、管理ノ刷新、原料政策ノ徹底ヲ期シ經營ノ合理化ニ努ムルコト
- (3) 組合製絲、乾繭組合ハ區域内養蠶農家及養蠶實行組合ヲ全部加入セシメ其ノ供繭組織ヲ確立スルト共ニ組合精神ノ作興ヲ圖リ全額供繭ノ勵行ヲ期スルコト
- (4) 組合製絲、乾繭組合ハ養蠶業組合其ノ他關係團體ト協力ノ下ニ適切ナル方策ヲ講ジ産繭ノ規格統一ニ努ムルコト
- (5) 組合製絲及乾繭組合又ハ之等組合相互間ニ於テ區域ノ重複セルモノニ在リテハ之ガ整正ニ付適當ナル方策ヲ講ズルコト
- (6) 組合製絲、乾繭組合ハ系統機關ニ加入シ其ノ利用ノ徹底ヲ期シ全國的統制ノ強化ヲ圖ルコト
- (7) 組合製絲、乾繭組合ハ假渡金、配分金等ノ取扱ニ付區域内町村産業組合ト聯絡ヲ緊密ニシ以テ

經營ノ完璧ヲ期スルコト

- (8) 乾繭組合ハ經營ノ合理化ヲ圖ル爲成ルベク一部製絲ヲ爲ス方策ヲ講ジ且ツ繭及生絲ノ販賣代金ノ共同計算ヲ行フコト
- (三) 既設繭市場組合ハ區域内町村産業組合、養蠶業組合等ノ協力ヲ得テ可及的速ニ繭絲販賣組合聯合會又ハ繭絲販賣組合ニ組織ヲ變更スルモノトス。
- (四) 組合製絲、乾繭組合若クハ同聯合會ヲ設立スルニ至ラザル地方ニ在リテハ、町村産業組合ハ左記ニ依リテ積極的ニ産繭處理ヲ行ヒ以テ生繭ノ振賣及特約取引制度ノ弊害ノ是正ニ努ムルモノトス。
- (1) 養蠶農家ノ全部加入ヲ速ニ實現スルト共ニ極力養蠶實行組合ノ加入ヲ圖リ、産業組合ノ事業大衆化ノ徹底ヲ期スルコト
- (2) 町村産業組合ハ養蠶實行組合ヲ供繭ノ基礎單位トシ特約取引ヲ積極的ニ行フコト
- (3) 養蠶實行組合ノ行フ特約取引ニ對シテハ積極的ニ之ガ援助ヲ爲スコト
- (五) 各系統機關ハ産業組合ニ依ル産繭處理事業遂行ノ圓滑ヲ圖ル爲左記事項ノ實行ニ努ムルモノトス。
- (1) 大日本生絲販賣組合聯合會及全國乾繭販賣購買組合聯合會ハ一層聯絡提携ヲ密ニシ繭絲販賣統制ノ強化ニ努ムルコト

- (2) 全國購買組合聯合會、府縣產業組合聯合會ハ養蠶農家經濟發達ノ爲肥料其ノ他養蠶關係用品ノ積極的配給ヲ行フコト
- (3) 產業組合中央金庫、信用組合聯合會ハ產繭處理事業ノ遂行ニ必要ナル資金ヲ潤澤ニ供給スルコト
- (4) 產業組合中央會、全國產業組合製絲組合聯合會及其ノ各地方的機關ハ中央並府縣產業組合產繭處理委員會ノ活動ヲ促進スルコト

二、醫療利用組合

醫療利用組合ハ一般中小産者ノ自主的醫療機關トシテ極メテ重要ナル任務ヲ有スルヲ以テ左記ニ依リ之ガ擴充強化ニ努メ無醫村ノ絶滅、醫療ノ完璧、醫療費ノ輕減、受療機會ノ普及ヲ圖リ、保健共濟施設ノ實施、其他各種保健施設ノ擴充ト相俟チテ國民保健ノ増進ニ資スルモノトス。

- (一) 醫療利用組合未設置ノ府縣ニ在リテハ其ノ地方ニ於ケル無醫村及醫師ノ分布狀態、經濟的地理的關係等ヲ十分ニ考慮シテ醫療利用組合ノ設立ヲ圖ルト共ニ左記方針ニ則リ組織ノ整備ニ努ムルモノトス。

(1) 醫療利用事業ハ聯合會組織ニ依リ行フヲ以テ原則トシ、可能ナル道府縣ニ在リテハ道府縣產業

組合聯合會ニ於テ經營ヲ爲スノ方針ヲ採ルコト

- (2) 既設ノ郡又ハ郡區域以上ノ廣區域醫療利用組合ハ成ルベク速ニ之ヲ聯合會組織ニ改組スルコト
- (三) 醫療利用組合ハ財務ノ整備ニ努メ其ノ財政的基礎ヲ鞏固ニシ、且ツ事務及會計組織ノ整備改善ヲ圖ル等經營管理ノ合理化ヲ期スルト共ニ左記ノ各項ニ付テ十分ナル考慮ヲ拂ヒ以テ經營ノ刷新ニ努ムルモノトス。

(1) 利用料ハ低廉ナルヲ要スルコト勿論ナリト雖常ニ原價計算ヲ爲シ之ヲ基準トシテ決定スルノ方針ヲ採ルコト

(2) 事務局ト醫務局トノ聯絡ヲ圓滑緊密ナラシムル爲毎月定期的ニ打合會、懇談會ヲ開催スル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

(3) 醫療利用組合ノ經營ハ醫師、藥劑師及看護婦ノ活動ニ俟ツ所大ナルモノアルヲ以テ特ニ左ノ諸點ニ對シ十分ナル考慮ヲ拂フコト

- (イ) 醫學的研究ノ便宜ヲ圖ルト共ニ產業組合ニ對スル理解ノ増進ニ付適切ナル施設ヲ講ズルコト
- (ロ) 看護婦ノ養成ニ努ムルコト
- (ハ) 看護婦ニ對シテハ技術ノ修練ト組合精神ノ涵養ニ努ムルト共ニ、其ノ待遇ニ付優遇ノ途ヲ講ズルコト

- (三) 事業ノ徹底ヲ期スル爲所屬組合トノ聯絡ヲ一層緊密ニシ左記事項ノ實行ニ努ムルモノトス。
- (1) 所屬組合ヲシテ保健共済施設ノ實施、保健貯金ノ獎勵、治療費ノ貸付、助産婦ノ設置等ヲ爲サシメ醫療ノ徹底ヲ期スルコト
- (2) 分院、診療所ノ設置、出張診療、巡回診療ノ實施ヲ爲シ又利用者ノ移送施設ヲ充實スル等組合利用ノ便宜ヲ圖ルコト
- (3) 町村、關係團體ト協力シ保健衛生思想ノ普及、其ノ他豫防醫學的活動ヲ計畫的ニ行フコト
- (四) 左記ニ依リ醫療利用組合ノ指導及聯合活動ノ強化ヲ圖ルモノトス。
- (1) 産業組合中央會及支會ハ全國醫療利用組合協會ト協力シ醫療利用組合ノ指導聯絡ノ徹底ヲ期スルコト
- (2) 全購聯ト緊密ナル聯絡ノ下ニ藥品、材料等ノ共同購入ノ促進ヲ爲スコト

第四 都市産業組合ノ發展ニ關スル事項

我國ニ於ケル都市産業組合ノ發達ハ之ヲ庶民金融機關タル市街地信用組合ニ付テ觀ルモ、又民衆ノ消費經濟機關タル市街地購買組合(消費組合)ニ付テ觀ルモ其ノ勢力尙未ダ微弱ナルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ。然ルニ現時ノ社會經濟情勢ノ下ニ於テハ中小商工業者、勤勞階級ノ經濟ハ益々窮迫シ生活ノ不安ハ一層増大セントスルノ實情ニアリ。固ヨリ之ニ處スルノ途多クアルベシト雖、之等庶民階級ノ自主的經濟組織ヲ確立スルコトヲ以テ最急ノ要務アリト認ム。依テ第二次擴充計畫實行ニ當リテハ一層市街地信用組合、市街地購買組合等ノ都市産業組合ノ擴充強化ヲ圖リ都市民衆ノ經濟ヲ協同化シ其ノ生活ノ安定向上ヲ期スルモノトス。

一、市街地信用組合ニ關スル事項

近時大規模商工業ノ發展、銀行ノ合同等ニ因リテ中小商工業者ハ其經營困難ヲ極メ生活ノ窮迫著シキモノアリ、又俸給生活者、勞働者等ニ對スル金融ハ殆ド顧ラレザルノ状態ニ在リ、庶民金融機關タル市街地信用組合ノ任務愈大ナルモノアルヲ以テ左記ニ依リ一層組織ノ擴充強化、事業分量ノ増大ヲ圖リ庶民金融機關トシテノ機能ヲ十分發揮スル様努力スルモノトス。

(一) 組織ノ擴充強化ニ關スル事項

組合員ノ増加、組合網ノ完成ヲ圖ルハ勿論支所出張所ノ設置等一層組織ノ擴充ト整備ニ努メ市街地信用組合ノ基礎ノ強化ヲ期スルモノトス。

1. 組合ノ増加及整備

(1) 市街地信用組合ノ未ダ設置ナキ市又ハ指定市街地ニハ之ガ設立ヲ爲スコト

(2) 市街地信用組合ハ其ノ都市ノ實情ニ從ヒ一市一組合或ハ一區一組合ヲ原則トナシ、區域ノ重複セルモノ、區域ノ過大或ハ狭小ニ失セルモノ等ニ在リテハ區域ノ整理廢合ヲ行ヒ、又必要ニ應ジテハ組合ノ合併解散ヲ勵行シテ組合網ノ整備ヲ圖ルコト

(3) 市又ハ指定市街地ニ於ケル信用組合ニシテ適當ナルモノハ之ヲ市街地信用組合ニ改組スルコト

(4) 不振組合ニ付テハ十分ナル考慮ヲ拂ヒ之ガ振興刷新ヲ期スルコト

2. 組合員ノ増加

(1) 組合員數僅ニ三十三萬九千餘人ニ過ギザルヲ以テ左記ニ依リ極力其ノ増加ニ努ムルコト

1. 組合員増加ノ全國的目標ヲ五十萬人トシ地方的ニハ區域内ノ世帯數ヲ參酌シテ世帯數ニ對シ大都市一〇%、中小都市二〇%乃至三〇%程度ヲ目標トスルコト

2. 現在ノ組合員ノ實狀ニ鑑ミ特ニ小商工業者、俸給生活者、労働者等ヲ積極的ニ加入セシムルノ方針ヲ採ルコト

3. 員外貯金者ハ極力組合員タラシムル様努ムルコト

3. 支所出張所ノ設置

區域内樞要ノ個所ニ支所又ハ出張所ヲ設置スルノ外工場其ノ他組合員ノ集團セル場所ニハ努メテ定期出張ヲ爲シ一層組合員ノ利便ヲ圖ルコト

4. 町内世話係ノ設置

(1) 組合ハ町内毎ニ世話係ヲ設ケ組合ト組合員トノ聯絡ヲ一層緊密ナラシムルコト

(2) 世話係ハ組合長之ヲ囑託スルモノトシ必要ニ應ジ隨時會合シテ相互ノ聯絡ヲ圖リ其ノ任務ノ遂行ニ付協議スルコト

(二) 事業擴大ニ關スル事項

- 組合員ノ増加ト相俟テテ事業分野ノ開拓、事業分量ノ増加ニ努メ其ノ機能ノ發揚ヲ期スルモノトス。
1. 全國貯金總額ハ二億四千餘萬圓(昭和十一年末)ニ過ギザル状態ニ在ルヲ以テ左記ニ依リ之ガ増大ニ努ムルコト

(1) 貯金増加ノ全國的目標ヲ四億圓トシ、一組合員平均八百圓以上ノ貯金ヲ吸收スルコト

(2) 貯金吸收ニ當リテハ日掛、月掛等ニ依ル貯蓄貯金及團體貯金等ニ重キヲ置キ且ツ營業用流通資金ノ取扱ニ付テ便宜ヲ圖リ當座的貯金ノ増加ニ努ムルコト

2. 貸出ニ付テハ其ノ餘地大ナルモノアリト認ムルヲ以テ左ノ諸點ニ留意シ一層貸出ノ増大ニ努メ組合員ノ經濟發展ニ資スルコト

(1) 特ニ小口資金ノ貸出ニ努メ小商工業者、俸給生活者、勞働者等ニ對スル金融ニ付十分ノ考慮ヲ拂フコト

(2) 商品倉庫ニ依ル動産金融ノ開拓ヲ爲スコト

(3) 工場地帯、商店街ヲ通ズル連帶貸付、短期割賦償還貸付等ニ付考究シ其ノ實行ニ努ムルコト

(4) 貸付金利率ハ資金原價計算ヲ行ヒ可能ナル限り低下ニ努ムルコト

(三) 經營ノ合理化ニ關スル事項

市街地信用組合ハ相互的金融機關タルノ本質ニ鑑ミ其ノ機能ヲ發揮スルガ爲經營ノ合理化ノ徹底ヲ期スルモノトス。

1. 周密ナル資金計畫、收支豫定等ヲ樹テ計畫的經營ノ確立ヲ爲スコト

2. 出資ノ増加、剩餘金ノ内部留保率ノ増大等ニ依リ極力自己資金ノ充實ニ努メ對外信用ノ向上ヲ期スルコト

3. 固定貸付金ノ回收ニ努ムルト共ニ回收不能ノモノニ付テハ之ガ償却ヲ十分ニ行フコト、之ガ爲滯

貨償却準備金ノ積立ヲ爲ス様努ムルコト

4. 貯金ノ支拂準備金ハ貯金總額ノ三割程度ヲ原則トシ其ノ適正ナル保管ヲ期スルト共ニ、餘裕金ノ運用ニ付テハ系統機關ノ利用ヲ一層勵行スルコト

5. 經營費ニ對スル調査研究ヲ爲シコストノ合理的低下ニ努ムルコト

6. 金利決定ニ當リテハ一般金融界ノ金利ニ考慮ヲ拂フハ勿論ナリト雖、信用組合聯合會、産業組合中央金庫ノ利率ヲ標準トシテ之ヲ決定スルコト

7. 職員ニ對シテハ相當優遇ノ途ヲ考慮スルト共ニ組合精神ノ徹底、技能ノ鍊磨ニ付適切ナル施設ヲ講ズルコト

(四) 組合員ニ對スル施設事項

市街地信用組合ニ在リテハ特ニ組合員ニ對スル産業組合精神ノ普及ニ努ムルト共ニ組合員相互ノ親睦ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアルヲ以テ特ニ左記各項ニ付考慮ヲ拂ヒ其ノ實行ニ努ムルモノトス。

1. 町内懇談會、講演會、慰安會、旅行會、印刷物配布等ヲ爲スコト

2. 組合員ノ吉凶禍福ニ對スル共濟的施設ヲ爲スコト

3. 組合員ノ爲ニ法律、經營、生活等ニ關スル相談部ヲ設置スルコト

(五) 各種團體トノ聯絡ニ關スル事項

1. 市役所、町役場及商工會議所等トノ聯絡ヲ緊密ニシ積極的協力ヲ得ル様努力スルコト
2. 商業組合、工業組合ト十分ナル聯絡ヲ保チ事業上ノ協調ニ努ムルコト

(六) 指導聯絡組織ニ關スル事項

1. 道府縣ニハ市街地信用組合協會ヲ設置シ支會ト緊密ナル聯絡ノ下ニ市街地信用組合ノ活動ヲ促進スルコト
2. 全國市街地信用組合協會ハ産業組合中央會ト協力シ市街地信用組合ニ關スル第二次擴充計畫遂行ノ促進ニ努ムルコト

二、市街地購買組合ニ關スル事項

我國ニ於テハ市街地購買組合ノ發展甚ダ困難ナル事情ニ在リテ今尙普及ノ程度低ク其ノ經濟機關トシテ地位極メテ劣勢ナルモ、市街地購買組合ハ都市ニ於ケル俸給生活者、労働者其ノ他一般市民ノ消費經濟ノ自主的機關トシテ極メテ重要ナル任務ヲ有シ殊ニ物價ノ昂騰顯著ナラントスル現下ノ諸情勢ニ於テハ其ノ機能ノ發揮ヲ要スルコト切ナルモノアリ。依テ第二次擴充計畫ニ於テハ一層其ノ擴充強化ニ努メ以テ都市配給組織ノ改善ト消費生活ノ合理化ヲ期スルモノトス。

(一) 組合數及組合員數増加ニ關スル事項

1. 組合數ニ關スル事項

昭和十一年末現在ノ市街地購買組合數ハ僅ニ二〇六ヲ算フルニ過ギザルヲ以テ左記ニ依リ組合數ノ増加ヲ圖ルト共ニ既設組合ニ對シテハ區域其ノ他ニ付整備ヲ爲スモノトス。

(1) 市及之ニ準ズル市街地(鑛山、工場地域ヲ含ム)ノ全部ニ對シテ設立ヲ爲スコト

(2) 市街地購買組合ハ地域組合タルコトヲ原則トシ、労働者消費組合ニシテ職場組合トシテ設立ヲナス場合ハ自主的組織ト爲ス様努ムルコト

(3) 既設組合ニシテ區域ノ重複セルモノ、區域狹小ニ失シテ發展ノ可能性ナキモノ等ニ在リテハ其ノ實情ニ應ジテ積極的ニ區域ノ協定或ハ合併等ヲ爲シ其ノ強化ヲ圖ルコト

2. 組合員數ニ關スル事項

昭和十一年末現在市街地購買組合員數ハ僅ニ二十二萬人餘ニ過ギザルヲ以テ其ノ全國的目標ヲ四十萬人トシ、左記基準ニ依リ計畫目標ヲ樹立シ一層之ガ増加ニ努ムルモノトス。

(1) 地域組合ノ場合

大都市	區域内戸數ノ	五%以上
中小都市	"	一〇%乃至一五%

(2) 職場組合ノ場合

全部加入

(一) 事業擴充ニ關スル事項

昭和十一年末ニ於ケル市街地購買組合總賣却高ハ三千餘萬圓ナルモ之ニ對シ全國目標ヲ六千萬圓トシ各組合ハ左記基準ニ依リ計畫目標ヲ樹立實行シ一層其ノ増加ニ努ムルモノトス。

一組合員平均賣却高 百五十圓

(二) 組織並經營ノ刷新強化ニ關スル事項

組織並經營ノ刷新強化ニ關シテハ前記農村產業組合ニ付テ記載セル事項ニ準ジ實行ヲ期スベキモノナルモ市街地購買組合ニ在リテハ特ニ左ノ點ニ留意ヲ爲スモノトス。

1. 組合ノ組織並活動ノ強化ヲ圖ル爲地域又ハ職場ニ依ル細胞組織ノ確立ヲ爲シ、地域組合ニ在リテハ組合ノ配給線ニ沿ヒ適宜地區ヲ分割シ、工場、鑛山ノ組合ニ在リテハ職場別ニ之ヲ設ケ活動ヲ活潑ナラシムルコト

2. 資金ニ付テハ自己資金ノ充實ヲ圖ルト共ニ周密ナル資金計畫ヲ樹立シ事業運営ノ圓滑ヲ期スルコト

3. 賣却代金ノ未收固定ハ經營不振ノ最大原因ヲ爲スヲ以テ現金制ヲ原則トナシ、若シ直ニ其ノ實施

困難ナル事情ニアル組合ニ在リテハ掛賣限度ノ設定其ノ他適切ナル方法ヲ講ジ極力代金固定ノ防止ニ努ムルコト

4. 仕入及配給方法ニ付テ常時研究改善ヲナシ、特ニ配給ニ付テハ店舗賣却高ノ増加ヲ圖リ經費ノ節減ニ努ムルコト

5. 經營ニ付テハ組合員ノ便利ヲ旨トスルト共ニ教育的、文化的、共濟的施設ヲ爲スコトニ努メ組合員相互ノ親和力ノ強化ヲ圖ルコト

6. 常務者ノ採用ニ付テハ適材ヲ得ルコトニ努ムルト共ニ其ノ待遇ノ改善ニ付十分ナル考慮ヲ拂フコト

(四) 聯合活動ニ關スル事項

1. 従來行ハレツ、アル地方的共同仕入ノ範圍ヲ順次擴大シ且ツ之ヲ定期的ナラシメ一層其ノ活動ヲ活潑ナラシムルコト

2. 共同仕入ニ關シテハ全購聯、全販聯ト緊密ナル聯絡ヲ取ルコト

3. 消費組合聯合會ノ結成ニ付研究ヲ爲スコト

4. 全國消費組合協會ノ強化ヲ圖リ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

(五) 消費組合婦人組織ニ關スル事項

市街地購買組合ノ進展ハ特ニ家庭婦人ノ自覺ニ俟ツ所大ナルモノアルヲ以テ極力其ノ理解ニ努メ消費組合運動ヘノ積極的參加ヲ圖ルモノトス

1. 各組合ニ於テハ消費組合婦人會ノ設立ヲ爲シ其ノ活動ニ對シ積極的援助ノ方針ヲ採ルコト
2. 消費組合婦人ノ全國的組織タル日本消費組合婦人協會ヲ強化スルコト

三、其ノ他ノ産業組合ニ關スル事項

市ニ所在スル産業組合ニシテ市街地信用組合及市街地購買組合ニ屬セザルモノ約一千アリ、此ノ中ニハ農業者組合、中小商工業者ヲ本體トスル同業者組合、住宅建築組合等アリテ極メテ複雑多岐ニ互ルト雖之等産業組合ハ夫々ノ任務ニ鑑ミ一層内容ノ刷新整備ヲ圖リ以テ其ノ機能ノ發揮ニ努ムルコトヲ要ス。

- (一) 農業者ノ産業組合ハ其ノ經濟的實情ヲ十分考慮シ可能ナル限り四種事業ヲ兼營シテ綜合的運營ノ効果ヲ擧ゲ以テ農家經濟ノ向上發展ヲ期スルモノトス。
- (二) 信用組合、購買組合トシテ發展スベキ將來性ヲ有スベキモノハ既設信用組合、購買組合トノ關係ヲ考慮シ適切ナル經營ヲ行ヒ其ノ發達ヲ圖ルモノトス。
- (三) 住宅ニ關スル産業組合、質庫信用組合等ノ設立ヲ圖リ以テ一般庶民經濟ノ維持向上ニ資スルモノトス。

- (四) 中小商工業者ヲ本體トスル同業者産業組合ノ刷新ヲ圖リ又營養食配給組合ノ設立ニ依リ生活改善ニ資スルモノトス。

第五 事業系統機關ニ關スル事項

事業系統機關ハ地方的聯合會タルト全國的聯合機關タルトヲ問ハズ産業組合事業ノ統制機關タルト同時ニ、克ク經濟界ノ動向ニ處シテ所屬産業組合並聯合會ノ正常ナル進展ヲ圖ルベキ任務ヲ有シ、殊ニ全國的聯合機關ニ在リテハ直接一般經濟界ト接觸シ活動スベキ重要性ヲ有ス。之ガ爲事業系統機關ハ常ニ内容ノ整備充實ヲ圖リ其ノ信用力ノ向上ニ努ムルト共ニ當然ノ職分トシテ其ノ所屬組合並聯合會ニ對シテ指導機關ト緊密ナル聯絡ノ下ニ積極的ニ事業上ノ指導ヲ行フコトヲ要ス。

依ツテ事業系統機關ハ極力左記事項ノ實現ヲ圖リ以テ其ノ機能ノ十分ナル發揮ニ努ムルモノトス。

一、地方的産業組合聯合會ニ於テ實行スベキ事項

道府縣産業組合聯合會ハ全國的聯合機關ト一層緊密ナル聯絡ノ下ニ左記事項ノ實行ヲ期シ其ノ機能ノ發揚ニ努ムルモノトス。

一、總括的事項

- (一) 出資ノ増加、剩餘金ノ内部保留率ノ増大等自己資金ノ増加ニ努メ對外信用力ノ向上ヲ圖ルコト
- (二) 資金計畫ノ適正ヲ期スルコト

- (三) 事務並會計組織ノ整備強化ヲ圖リ事務處理ノ敏速、正確ヲ期スルコト
- (四) 常時聯合會自體ノ組織經營ニ付テ研究シ其ノ合理化ヲ圖ル様努ムルコト
- (五) 指導機關ト密接ナル聯絡ノ下ニ積極的ニ所屬産業組合ニ對スル事業上ノ指導ヲ行フノミナラズ不振組合ノ更正、新設組合ノ活動促進ニ付テモ適切ナル方策ヲ講ジ極力之ガ援助ヲ爲スコト
- (六) 信用組合聯合會ト販賣購買組合聯合會ト分立セル府縣ニ於テハ組織並事業上ノ聯絡ニ付テ十分ナル攻究ヲ遂ゲ常時一體的活動ヲ爲シ得ル様努ムルコト
- (七) 聯合會ノ事業遂行ニ當リテハ常ニ系統機關ト緊密ナル聯絡ヲ取り複雑ナル經濟界ノ動向ニ處シ其ノ機能ノ發揮ニ努ムルコト
- (八) 常務役職員ニ付テハ特ニ左ノ點ニ注意ヲ拂フコト
 - (1) 待遇ニ付テハ十分ナル考慮ヲ拂フコト
 - (2) 職員採用ニ當リテハ情實ニ捉ハルコトナク適任者ヲ採用スル様努ムルコト
 - (3) 職員ニ對シテハ適當ナル施設ヲ講ジ之ガ訓練養成ニ努メ理論ノ研究、技能ノ鍊磨ヲ爲サシムルコト

二、信用組合聯合會

- (一) 信用組合聯合會ハ積極的ニ未加入組合ノ解消ニ努ムルト共ニ地方的經濟的諸事情ヲ考慮シ支所

出張所或ハ代理所ノ適地増置ヲ爲シ以テ敏速且ツ有効ナル金融網ノ普及充實ヲ圖ルコト

(二) 信用組合聯合會ハ支拂準備金ノ保管ヲ適正ナラシムルト共ニ餘裕金ノ運用ニ付テハ産業組合ノ本質ニ鑑ミ極力系統機關ノ利用ニ努ムルコト

(三) 信用組合聯合會ハ左記ニ依リ事業ノ擴充ヲ爲スコト

(1) 昭和十一年末現在ニ於ケル全産業組合ノ預ケ金總額五億三千八百萬圓ニ對シ信用組合聯合會ヘノ吸收率ハ五三%ニ過ギズ一層其ノ率ノ増大ニ努ムルノ要アルヲ以テ貯金吸收計畫ヲ樹立シ積極的ニ之ガ吸收ニ努力ヲ爲シ殊ニ全國平均率以下ノ府縣ニ在リテハ平均率以上タラシムル様努ムルコト

(2) 道府縣内産業組合ノ擴充計畫ニ對應シタル事業計畫ヲ樹立スルト共ニ特ニ左ノ資金ニ付テハ其ノ地方ノ實情ニ應ジ積極的貸出ノ方法ヲ講ズルコト

1. 販賣購買事業資金
2. 固定債權流動化資金
3. 負債整理資金
4. 保健衛生施設ニ要スル資金
5. 販賣購買組合聯合會ノ要スル資金

(3) 道府縣販賣購買組合聯合會ノ資金計畫ニ參加シテ之ガ援助ヲ爲スト共ニ所屬組合ニ對シテハ其ノ資金計畫ニ付テ積極的指導ヲ爲スコト

(4) 市街地信用組合トノ聯絡ヲ一層緊密ニシ都市庶民金融ニ付テモ十分ナル考慮ヲ拂フコト

(四) 信用組合聯合會ハ全國信用組合聯合會協會ニ依リ全國的聯絡ノ強化ヲ期スルコト

三、道府縣販賣購買組合聯合會

(一) 道府縣販賣購買組合聯合會ハ左記事項ノ實現ニ努メ速ニ配給並蒐集組織網ノ整備ヲ期スルコト

(1) 地方的經濟事情ニ應ジ支所、出張所、代理所等ノ増置又ハ整備ヲ爲スコト

(2) 區域内ニ於ケル販賣購買事業ヲ行フ組合ハ速ニ全部之ヲ加入セシムルコト

(3) 販賣事業若クハ購買事業未開始組合ニ對シテハ適切ナル方策ヲ講ジ速ニ之ヲ開始セシムルコト

(4) 郡或ハ數郡區域ノ聯合會ニシテ一般的販賣購買事業ヲ營ムモノニ付テハ販賣購買事業ノ統制ノ促進ヲ期スル爲特別ノ事情ヲ有スルモノ以外ハ可及的速ニ道府縣區域聯合會ニ併合ヲ爲スコト

(二) 道府縣販賣購買組合聯合會ハ左記ニ依リ事業ノ擴充ヲ期スルコト

(1) 全國的統制目標品ニ對シテハ全國的聯合諸機關ノ計畫及道府縣割當ヲ基礎トシテ三ヶ年間ノ

各年次計畫ヲ樹立スルコト

- (2) 全國的統制目標品以外ノモノニ付テハ各道府縣ノ實情ニ即シテ販賣統制計畫及配給統制計畫ヲ樹立シ積極的ニ之ガ遂行ニ當リ以テ地方的聯合會ノ機能ヲ十分發揮スルコト
- (3) 所屬組合ニ對シテ活動ノ基準ヲ與フル爲聯合會ハ毎年其ノ事業年度ノ初ニ於テ事業ノ範圍ヲ明確ニシ且ツ其ノ取扱品目ヲ明示スルコト
- (4) 販賣委託ヲ條件トスル現物配給制ヲ積極的ニ取入レ所屬組合ノ活動促進ニ資スルコト
- (5) 所屬組合ノ農事實行組合及其ノ他ノ部落組織ヲ基礎トシテ行フ細胞的組織活動ニ對シ積極的ニ事業上ノ援助ヲ爲スコト
- (6) 必要ニ應ジテハ交通ノ便宜ヲ考慮シ數組合乃至十數組合ノ範圍ニ於テ最寄組合ヲ聯合セシメ系統機關利用ノ促進ニ資スルコト
- (7) 信用組合聯合會ト分立セル道府縣ニ於テハ之ト常時密接ナル聯絡ヲ保チ資金計畫ノ適正ヲ期スルコト
- (三) 市街地購買組合ニ對シテハ特ニ其ノ進展ヲ圖ル様積極的援助ヲ爲スコト

二、全國的產業組合聯合機關ニ於テ實行スベキ事項

一、產業組合中央金庫

產業組合中央金庫ハ機構ノ擴充ヲ圖リ第二次擴充計畫ノ遂行ニ對シ積極的ニ之ガ促進ヲ圖ルト共ニ產業組合事業ノ増大ニ伴フ資金ノ需給調節ノ圓滑ヲ期スル爲產業組合及同聯合會ノ計畫ニ對應シ左記事項ヲ實行スルモノトス。

- (一) 系統機關トノ聯絡協調ヲ一層緊密ニシ組合金融ニ關スル指導ト統制ニ努メ特ニ組合金利ノ調整、餘裕金運用ノ適正ヲ期スルコト
- (二) 產業組合及同聯合會ノ計畫ニ對應シ貸出業務ノ擴充ニ努メ特ニ左記資金ノ疏通ヲ圖ルコト
 - (1) 販賣購買事業資金
 - (2) 負債整理事業ニ關スル資金
 - (3) 中小商工業ニ對スル資金
 - (4) 保健衛生施設ニ要スル資金
- (三) 組合貯金ノ増加及系統機關利用ノ増進ニ依リテ預リ金ノ吸收ニ努ムルト共ニ組合爲替取引ノ増大ヲ圖リ販賣購買其ノ他各種事業ノ擴充ニ資スルコト
- (四) 日本銀行トノ取引、手形交換所加入、長期資金吸收ノ爲產業債券ノ發行及有價證券委託買賣等機能ノ擴大ヲ圖リ、一般金融界トノ聯絡ヲ促進シ以テ組合金融ノ圓滑ヲ期スルコト
- (五) 產業組合及同聯合會ノ加入増加並ニ利用促進ニ努ムルコト

二、全國購買組合聯合會

五六

全國購買組合聯合會ハ購買事業ノ全國的中樞機關タルノ任務ニ鑑ミ全國的統制計畫ニ對應シ資力ノ充實組織運営ノ整正ヲ圖ルト共ニ關係諸機關トノ聯絡ヲ一層緊密ニシ以テ事業ノ擴充ヲ爲シ其ノ機能ノ十分ナル發揮ニ努ムルモノトス。

(一) 資力ノ充實

- (1) 購買組合ノ全部加入、出資一口金額ノ増額、増口等ノ方法ニ依リ現在出資ヲ倍加スルコト
- (2) 資金ノ運轉ヲ一層圓滑ナラシムル爲、資金計畫ノ確立ヲ期スルコト

(二) 運営ノ合理化

- (1) 計畫的經營ノ徹底ヲ圖リ一層運営ヲ科學的ナラシムルコト
- (2) 内部組織ヲ一層合理化シ出張所、駐在所、工場、倉庫其ノ他諸施設ノ整備統合ヲ行フコト
- (3) 事業ノ完璧ヲ期スル爲各種調査施設ヲ充實スルコト
- (4) 取扱物品ニ對スル検査並ニ試験研究施設ヲ整備シ以テ品質ノ保全ト事業ノ適正ヲ圖リ一層組合員ノ福利ヲ増進スルコト

(三) 事業ノ擴充

- (1) 第二次擴充計畫ニ於ケル統制目標ヲ左ノ通りトシ之ガ達成ヲ期スルコト

肥料

二、二〇〇千噸

飼料

三〇〇千噸

主要經濟用品

四二、〇〇〇千圓

肥料飼料以外ノ產業用品

一八、〇〇〇千圓

- (2) 肥料飼料以外ノ取扱品目ハ全國的動向ヲ考察シテ適宜之ヲ取捨選擇シ其ノ整備ヲ圖ルコト

- (3) 事業ノ合理化ヲ期スル爲配合肥料、完全飼料、ゴム靴、運動靴製造ノ外必要ニ應ジ自己生産、企業參加、特殊契約等ニ依リ數量ノ確保、品質ノ保全、配給價格ノ低減ヲ圖ルコト

- (四) 所屬產業組合及同聯合會ノ指導聯絡ノ強化

- (1) 事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲所屬組合及同聯合會ノ事業計畫ト全購聯ノ事業計畫トノ間ニ有機的關聯ヲ保タシムルコト

- (2) 組合及同聯合會ノ購買事業經營ノ合理化ヲ期スル爲之ヲ指導誘掖シテ綜合的運営ノ徹底ヲ期スルコト

- (3) 講習會、講話會其ノ他ノ方法ニ依リ取扱物品ニ對スル經濟的技術的智識ノ普及ニ努ムルコト

- (五) 市街地購買組合ノ事業ヲ助長スル爲之ニ對スル施設ヲ擴充スルコト

五七

(六) 農會其ノ他關係團體トノ聯絡ノ強化ヲ圖リ事業遂行ノ圓滑ヲ期スルコト

三、全國米穀販賣購買組合聯合會

全國米穀販賣購買組合聯合會ハ左記ニ依リ資力ノ充實、統制組織ノ整備ヲ圖ルト共ニ關係諸機關トノ聯絡提携ヲ一層緊密ニシ以テ事業ノ擴充ニ努メ全國的販賣統制機關タル任務ノ遂行ヲ期スルモノトス。

(一) 資力ノ充實

増資計畫ノ實現ヲ圖リ、資金計畫ノ確立ヲ爲シ以テ資力ノ充實ヲ期スルコト

(二) 統制組織ノ整備

統制組織ノ整備充實ヲ圖ル爲左記事項ノ實現ニ努ムルモノトス

(1) 現存販賣所及駐在所ノ外全國主要都市及必要ニ應ジテハ海外樞要地ニ販賣所又ハ駐在所ヲ開設スルコト

(2) 米及木炭ノ消費地販賣ヲ盛ナラシムル爲六大都市ニ聯合農業倉庫ヲ増設スルコト

(3) 精穀設備及鶏卵ノ冷蔵、冷凍施設ヲ倍加スルコト

(三) 事業ノ擴充

左記方針ヲ以テ一層事業ノ擴充ヲ圖ルモノトス

(1) 米、小麥、木炭及鶏卵ヲ主要取扱品トシ、無條件委託ヲ以テ原則トスルコト

(2) 第二次擴充計畫ニ於ケル統制目標ヲ左ノ通りトシ之ガ達成ヲ期スルコト

米 一六〇〇〇千俵

小麥 八、〇〇〇千俵

木炭 一〇、〇〇〇千俵

鶏卵 一、六〇〇千箱

(3) 以上ノ外大麥、裸麥、菜種ニ付テハ左ノ目標ニ依リ之ガ達成ヲ期スルコト

大麥 四〇〇千俵

裸麥 一、〇〇〇千俵

菜種 九〇〇千俵

(四) 關係機關トノ聯絡

(1) 特ニ市街地購買組合ニ對スル販賣ニ付テハ全購聯ト聯絡シ積極的販賣計畫ヲ樹立スルコト

(2) 肥料ノ配給ト農産物ノ販賣、飼料ノ配給ト畜産物ノ販賣、原木購入ト木炭販賣及之等ニ對スル金融ニ付中央金庫及全購聯トノ聯絡ヲ緊密ニスルコト

(3) 産業組合中央會トノ協力ニ依リ販賣事業ニ對スル指導及教育ノ徹底ヲ圖ルコト

- (4) 中央ニ於ケル農産物販賣關係團體トノ聯絡ヲ緊密ニシ農産物販賣ノ全國統制ノ徹底ヲ期スルコト

四、大日本生絲販賣組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會ハ一層其ノ機構ノ充實ヲ爲スト共ニ全國産業組合製絲組合聯合會ト協同シ組合製絲強化ノ爲左記事項ノ實行ヲ期スルモノトス。

- (一) 達成目標(絲聯取扱高) 六五、九〇〇俵
- (二) 全國産業組合製絲ノ供繭増加計書
 - (1) 既設組合組合員ノ全額供繭勵行(増加額七五〇千貫)
 - (2) 同上新組合員ノ加入 (増加額八五〇千貫)
 - (3) 組合製絲ノ新設 (増加額七二〇千貫)
 - (4) 區域ノ整備
 - (5) 町村産業組合トノ聯絡提携
 - (6) 養蠶業組合トノ聯絡提携

(三) 事業指導

積極的ニ左記事項ノ指導ニ當リ組合製絲ノ擴充強化ヲ期スルモノトス

- (1) 組合財政基礎ノ確立
 - イ、出資總額ヲ少クトモ固定設備總額ニ達セシムルコト
 - ロ、拂込済出資額ヲ少クトモ固定設備總額ノ七割ニ達セシムルコト
 - ハ、負債及不良資産ヲ整理スルコト
- (2) 組合經營ノ改善
 - イ、人事ノ刷新
 - ロ、製絲工場ノ整備
 - ハ、會計事務ノ整頓
 - ニ、工場管理ノ合理化
 - ホ、製絲技術ノ向上
 - ヘ、固定設備ノ償却
 - ト、配分均衡積立ノ勵行
 - チ、供繭組織ノ確立ト原料政策ノ徹底

五、大日本柑橘販賣組合聯合會

大日本柑橘販賣組合聯合會ハ其ノ任務ニ鑑ミ特ニ左記事項ノ實行ニ依リ之ガ機能ノ發揮ニ努ムルモノトス。

- (一) 資力ノ充實ニ努メ且ツ資金計畫ノ確立ヲ期スルコト
- (二) 輸出擔當職員ノ充實、検査機關ノ擴充ヲ圖リ商品價値ノ向上ニ資スルコト
- (三) 事業ノ擴大

(1) 第二次擴充計畫ニ於ケル統制目標ヲ左ノ通りトシ之ガ達成ヲ期スルコト

生果柑橘 三、〇〇〇千函

罐詰 二五〇千函

(2) 蜜柑ノ直輸出ニ主力ヲ集中スルト共ニ蜜柑罐詰、橙バルブ、早生温州其ノ他柑橘類ノ輸出増加ヲ圖ルコト

(3) 柑橘ノ内地販賣ニ對シ一層努力シ之ガ統制強化ヲ期スルコト

(4) 町村産業組合及同聯合會ノ柑橘取扱ヲ獎勵シ一層出荷數量ノ増加ヲ圖ルコト

(四) 産業組合系統機關トノ聯絡ヲ強化スルハ勿論柑橘關係諸團體トノ提携ヲ一層緊密ニシ事業ノ圓滑

ナル遂行ヲ期スルコト

六、全國乾繭販賣購買組合聯合會

全國乾繭販賣購買組合聯合會ハ左記ニ依リ資力ノ充實、會員ノ増加ニ努ムルト共ニ關係諸機關トノ聯携ニ依リ所屬産業組合及同聯合會ノ經營並技術ノ改善ヲ圖リ以テ其ノ任務ノ遂行ヲ期スルモノトス。

(一) 出資金十萬圓ヲ目標トシ資力ノ充實ヲ期スルト共ニ資金計畫ヲ確立スルコト

(二) 未加入組合ノ全部加入ニ努ムルコト

(三) 左記ニヨリ事業ノ擴充ヲ爲スコト

(1) 第二次擴充計畫ニ於ケル目標ヲ乾繭百萬貫(全國乾繭組合ノ取扱數量ニ對スル三割)トシ之ガ達成ヲ期スルコト

(2) 乾繭ノ販賣ハ豫約販賣ヲ原則トスルコト

(四) 所屬産業組合經營ノ改善、繭質ノ向上ニ付適切ナル指導ヲ行フコト

(五) 關係諸機關トノ聯絡ヲ強化シ全國乾繭販賣事業ノ遂行ヲ期スルコト

(1) 産業組合中央金庫トノ聯絡ヲ緊密ニシ資金ノ圓滑ヲ圖ルコト

(2) 産業組合中央會、全國産業組合製絲組合聯合會ト協力シ所屬産業組合ニ對スル指導及教育ノ徹

(3) 養蠶業組合トノ提携ヲ一層密接ナラシムルコト

第六 指導系統機關ニ關スル事項

産業組合ノ事業範圍ノ擴大ト組織ノ分化ニ伴ヒ指導系統機關ノ任務益々重大トナレルヲ以テ左記ニ依リ指導系統組織ノ確立強化ヲ圖ルト共ニ事業系統機關ト提携ヲ緊密ニシ其ノ機能ノ十分ナル發揮ニ努ムルモノトス。

一、産業組合中央會及支會ニ於テ實行スベキ事項

一、産業組合中央會

産業組合中央會ハ指導聯絡ノ全國的中樞機關トシテ一層組織ノ整備ヲ圖リ、事業ノ擴充徹底ヲ期スル。共ニ産業組合諸機關ノ聯絡統合ニ努メ以テ全産業組合運動ノ綜合的發展ニ資スルモノトス。

- (一) 内部組織ノ充實ヲ圖リ一層機能ノ發揮ニ努ムルコト
- (二) 中央會、支會關係ヲ一層統合シ指導聯絡組織ノ確立ヲ期スルコト
- (三) 産業組合中央會ハ全系統機關ト緊密ナル聯絡ノ下ニ第二次擴充計畫ノ全面的遂行ヲ圖リ、特ニ組織及各種事業ノ進展ニ現ハレタル地方的跛行狀態ノ是正ニ努メ之ガ平衡化ノ實現ヲ期スルコト

- (四) 毎年計畫實行ノ進度狀況ヲ調査シ全國産業組合大會、支會役員及主事協議會ニ於テ報告ヲ爲スト
- 共ニ計畫實行促進ニ關シ協議シ、更ニ地區協議會ヲ開キ其ノ徹底ヲ期スルコト
- (五) 臨時産業組合審議會ヲ設置シ産業組合機構及運営ノ革新ニ關スル根本問題ヲ審議シ其ノ實行促進ヲ圖ルコト

(六) 産業組合中央機關聯絡委員會ノ強化ヲ圖ルト共ニ、各事業別專門委員會ヲ設ケ組合事業ノ運営ニ關スル實際問題ニ付テ檢討ヲ行ヒ全系統組織ノ綜合的運営ノ實現ニ資スルコト

(七) 教育部ノ新設及産業組合教育中央委員會ノ設置ヲ爲シ教育宣傳事業ノ徹底ヲ期スルコト

(八) 監查事業ノ充實ヲ圖ルト共ニ、不振組合ノ整理刷新、新設組合ノ活動促進ヲ期スル爲適切ナル施設ヲ爲スコト

(九) 調査事業ヲ充實シ特ニ産業組合機構及運営ノ革新ニ關スル調査ニ重點ヲ置クコト

(一〇) 「家の光」ニ付テハ内容ノ充實ヲ圖ルト共ニ一層其ノ普及ニ努ムルコト

二、支 會

産業組合中央會道府縣支會ハ指導聯絡ノ地方的中樞機關トシテ其ノ任務ヲ完フセンガ爲中央會ノ指導方針ニ即シ特ニ地方的聯合機關トノ聯携ヲ密ニシ産業組合ノ地方的發展ニ對シ積極的活動ヲ爲スト共ニ、第

二次擴充計畫ニ對シテハ道府縣計畫ヲ樹立シ之ガ遂行ニ努力スルモノトス。

一、組 織

(一) 道府縣及聯合會ノ協力ニ依リ支會財政ノ確立、内部組織ノ充實、會計事務ノ整正ヲ圖リ支會活動ノ強化ヲ期スルコト

(二) 支會ハ部會ノ充實ヲ圖リ其ノ統制ヲ期シ、支會指導方針ノ下ニ其ノ活動ヲ促進スルガ爲左記事項ノ實現ニ努ムルコト

- (1) 部會ハ各郡市ニ設置スルヲ原則トシ其ノ充實ヲ圖ルコト
- (2) 部會職員ハ成ルベク支會ニ於テ任免スルコト、爲シ其ノ充實ヲ期スルコト
- (3) 支會ハ毎月一回部會職員ヲ招集シ事務ノ打合セヲ爲シ指導ノ徹底ヲ期スルコト
- (4) 部會ハ市街地産業組合ニ對シ利便ヲ圖ル爲特ニ關係協會ト聯絡ヲ密ニスルコト
- (三) 支會、部會職員ノ素質ノ向上ヲ圖リ且ツ可及的其ノ待遇改善ノ途ヲ講ズルコト

二、事 業

(一) 支會ハ少クとも指導、調査、教育、特別指導ノ擔當ヲ定メ又都市産業組合多キ道府縣ニ在リテハ之ガ專任者ヲ設置シ其ノ活動ノ積極化ヲ圖ルコト

(二) 支會ハ道府縣擴充三ヶ年計畫遂行ノ中樞機關トシテ活動ノ重點ヲ特ニ左記ニ置キ之ガ實行ヲ期

スルコト

- (1) 産業組合組織網ノ速ナル完整
- (2) 農事實行組合ヲ基礎トスル組織的活動ノ徹底
- (3) 不振組合ノ整理刷新及新設組合ノ活動促進
- (4) 産業組合教育ノ普及徹底
- (5) 都市産業組合ノ發展

(三) 道府縣擴充計畫ノ遂行ニ當リテハ組織及事業ノ進展ニ現ハレタル地方的跛行狀態ノ是正ニ努ムルコト

(四) 毎年道府縣擴充計畫ノ進度狀況ニ付調査シ計畫ノ遂行ヲ期スルコト

(五) 特ニ部會ハ産業組合ノ實地指導ニ重點ヲ置キ其ノ事業ノ徹底ヲ期スルコト

(六) 支會及部會ハ積極的ニ家の光事業ノ徹底ヲ圖ルコト

三、聯絡

(一) 指導機關ト事業機關トノ緊密ナル聯絡ヲ圖ル爲必ズ道府縣産業組合關係聯絡委員會ヲ設置シ其ノ他聯絡強化ノ方法ヲ講ズルコト

(二) 各種産業組合協會ト聯絡ヲ圖リテ指導方針ノ統一ニ努ムルコト

一、全國産業組合製絲組合聯合會ニ於テ實行スベキ事項

全國産業組合製絲組合聯合會ハ大日本生絲販賣組合聯合會ト協同シ目下施行中ノ産業組合製絲整備助成施設ト相俟テ第二次擴充計畫ノ重點ヲ供繭ノ確保ニ置キ左記事項ノ實行ニ依リ組合製絲ノ擴充強化ヲ期シ、之ガ事業遂行ニ當リテハ全國數ヶ所ニ地區協議會ヲ開催シ以テ趣旨ノ徹底ヲ圖ルト共ニ組合製絲ノ各個ニ付具體的計畫ヲ樹立セシメ、府縣産業組合製絲組合ヲシテ積極的ニ之ガ實現ニ付指導督勵セシムルモノトス。

(一) 全額供繭ノ勵行

(二) 未加入養蠶農家ノ解消

(三) 組合製絲區域ノ整齊ト工場ノ整備

(四) 組合製絲ノ新設

(五) 組合製絲經營ノ合理化

(六) 産業組合系統機關トノ有機的提携

(七) 養蠶業組合其ノ他蠶絲業團體トノ聯絡

第七 産業組合ノ聯絡統合ニ關スル事項

産業組合ハ今ヤ指導系統ニ於テモ事業系統ニ於テモ全國的地方的組織略整備シ民衆ノ自主的協同經濟機關トシテ社會經濟上ニ占ムル地步大ナルモノアルニ至レリト雖、今後益々正常活潑ナル發展ヲ遂ゲ其ノ任務ノ完全ナル遂行ヲ期センガ爲ニハ中央地方ヲ通ジ全産業組合機關ハ大ニ結束ヲ固ウシ系統的並相互間ニ於ケル有機的聯絡ヲ一層緊密ニシ統合活動ヲ期スルヲ以テ喫緊ノ要事ナリトス。

依テ第二次擴充計畫遂行ニ當リテハ左記事項ヲ實行シ産業組合ノ聯絡統合ヲ強化シ以テ全系統組織ノ綜合的運營ノ實現ニ資スルモノトス。

一、系統機關ハ左記ニ依リ相互間ノ組織的聯絡ノ強化ヲ期スルモノトス。

(一) 中央機關

産業組合中央機關聯絡委員會ヲ強化シ産業組合中央機關相互ノ最高聯絡機關タラシメ以テ指導方針ノ統一ヲ圖リ産業組合運動ノ統制アル進展ニ資スルト共ニ、左記事業別専門委員會ヲ設ケ全系統組織ノ綜合的運營ノ完成促進ニ資スルコト

事業別専門委員會

1. 目的 事業ノ運營ニ關スル實際問題ニ付テ檢討ヲ行ヒ全系統組織ノ綜合的運營ノ實現ニ資ス

ルモノトス

2. 構成 各機關ノ當該事業關係役職員ヨリ選出シタル若干名ノ委員ヲ以テ構成ス

3. 種類 當面左ノ委員會ヲ設置スルモノトス

(イ) 金融問題聯絡委員會

(ロ) 販賣事業聯絡委員會

(ハ) 購買事業聯絡委員會

(ニ) 農村保健問題委員會

(二) 地方機關

各道府縣ニハ道府縣産業組合關係聯絡委員會ヲ必ず設置スルノ外地方ノ實情ニ即シ道府縣廳トモ聯絡シ適當ナル事業別聯絡方法ヲ講ズルコト

二、各機關ハ左記事項ヲ實行シ全系統組織ノ綜合的運營ノ効果ヲ舉グル様努ムルモノトス。

(一) 農村産業組合ハ綜合的運營ノ徹底ヲ期スル爲四種事業ヲ全部實行スルト共ニ農事實行組合ヲ積極的ニ設立加入セシメ之ヲ基礎トスル計畫的組織的活動ヲ爲シ、系統機關ノ絕對利用ニ努ムルコト

(二) 全國的中央機關ハ益々相互間ノ聯絡提携ヲ密ニシ左記ニ依リテ統合活動ヲ行フコト

1. 産業組合中央會ハ指導聯絡ノ全國的中樞機關タルノ任務ニ鑑ミ聯絡統合機能ノ發揮ニ努ムルコト

2. 全國的事業機關ハ指導系統機關ト緊密ナル聯絡ノ下ニ道府縣聯合會及單位組合ニ對スル事業上ノ指導ヲ積極的ニ行フコト
 3. 全國中央機關ハ產業組合ノ發達低位ニアル地方ニ對シ特ニ集中的活動計畫ヲ樹テ全國的平衡化運動ノ實現ヲ期スルコト
 4. 販賣事業機關及購買事業機關ハ夫々ノ事業ヲ行フニ當リ可能ナル限り有機的關聯性ノ強化ニ努ムルト共ニ、地方聯合會及組合相互間ノ取引ニ對シ考慮ヲ拂ヒ之ガ促進方策ヲ講ズルコト
 5. 產業組合中央金庫ハ系統機關ト緊密ナル聯絡ヲ保チ組合金融ニ關スル指導統制ニ努ムルコト
- (三) 地方的聯合機關ニ在リテハ直接所屬組合ニ接シ活動スベキ任務ヲ負フモノナルヲ以テ全國的機關ニ付テ規定シタル事項ニ準ズルノ外左記事項ノ實行ニ努ムルコト
1. 支會ハ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ部會活動ヲ促進シ指導聯絡機能ノ十分ナル發揮ニ努ムルコト
 2. 聯合會ハ常時系統機關ト緊密ナル聯絡ヲ保チ且ツ全國的機關ヲシテ計畫的活動ヲ容易ナラシムル様特ニ留意スルコト
 3. 信用組合聯合會ト販賣購買組合聯合會ト分立セル府縣ニ於テハ特ニ兩者ノ聯絡提携ニ留意シ常時一體的活動ヲ爲ス様努ムルコト

4. 聯合會ハ所屬組合ニ對スル事業上ノ指導ヲ徹底スル爲之ガ施設ヲ講ズルト共ニ、進ンデハ指導機關ト提携シ不振組合ノ整理刷新、新設組合ノ全面的活動促進ニ對シ積極的活動ヲ爲スコト
 5. 聯合會ハ所屬組合ノ農事實行組合ヲ基礎トシテ行フ細胞的組織活動ノ促進ヲ圖ルコト
- 三、左記ニ依リ產業組合大會及各種協議會ヲ開催シ全產業組合員ノ總意ニ基ク活動ト產業組合各機關相互ノ聯絡ヲ圖リ以テ其ノ結束ヲ固クシ統合活動ノ進展ニ資スルモノトス。
1. 產業組合中央會ハ毎年一回全國產業組合大會、支會役員及主事協議會ヲ開催スルノ外全國產業組合大會以後ニ起リタル緊急重要問題ニ付審議スル爲全國產業組合長會議ヲ開催スルコト
 2. 產業組合中央會ハ地方的聯合會及各種產業組合ノ聯絡ヲ圖ル爲メ左記協議會ヲ開催スルコト
 - (イ) 道府縣區域信用組合聯合會協議會
 - (ロ) 道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會
 - (ハ) 全國市街地信用組合協議會
 - (ニ) 全國消費組合協議會
 - (ホ) 全國醫療利用組合協議會
 - (ヘ) 其ノ他必要ナル協議會
 3. 支會ハ每年少クトモ一回道府縣產業組合大會又ハ產業組合長會議ヲ開催スルノ外必要ニ應ジ事業

別協議會、專任役職員會議等ノ開催ヲ爲スコト

4. 産業組合中央會、支會及農村産業組合協會等ハ産業組合關係ノ重要問題惹起シタル場合ハ中央地方相聯絡シ緊急大會其ノ他會合ヲ開催シ敏活ナル行動ヲ期スルコト

d. 産業組合中央會其ノ他各種機關ハ必要ニ應ジ地區協議會ヲ開催シ地區的聯絡ヲ強化シ産業組合ノ發展ヲ期スルコト

6. 各種聯合機關及協會、團體ノ發展ニ伴ヒ會合増加ノ傾向ニアルヲ以テ各機關ハ聯絡ヲ取リテ可能ナル限リ重複的開催ヲ避ケ且ツ開催方法ノ改善ヲ圖リ實質的效果ヲ舉グル様努ムルコト

四、指導系統機關ハ左記協會、團體トノ緊密ナル聯携ヲ保チ産業組合全組織ノ聯絡統合ニ資スルト共ニ全國産業組合ノ利益代表ノ一層伸張ヲ期スルモノトス

(イ) 全國農村産業組合協會

(ロ) 全國信用組合聯合協會

(ハ) 全國市街信用組合協會

(ニ) 全國消費組合協會

(ホ) 全國醫療利用組合協會

(ヘ) 産青聯全國聯合

第八 産業組合教育及宣傳ニ關スル事項

産業組合教育ノ徹底ハ實ニ産業組合事業發展ノ素地ヲ開拓スルニ止マラズ實ニ産業組合運動ノ質的内容決定ノ核心ヲ爲スモノナリ。

産業組合擴充五ヶ年計畫ニ於テ産業組合ノ各種機關ハ全力ヲ舉ゲテ産業組合教育宣傳ノ爲ニ努力ヲ拂ヒ其ノ期間中ニ於テ著シク教育宣傳事業ノ擴充ヲ見タルモ、第二次擴充計畫ニ於テハ其ノ重要性ニ鑑ミ特ニ産業組合精神ノ強調ニ重點ヲ置キ、教育宣傳組織ノ確立強化ヲ圖リテ之ヲ計畫的ニ行ヒ産業組合ノ内部關係ノミニ止マラズ凡ユル方面ニ展開シテ其ノ效果ヲ發揚センコトヲ期スルモノトス。

一、産業組合精神ノ強調ニ關スル事項

産業組合ハ共存同榮ノ精神ヲ基礎トシ自主的相互組織ニ依リ民衆ノ經濟生活ノ充實ヲ圖ルト共ニ、社會道德ノ基調タル協同精神ノ發揚ニ依リ個人主義思潮ニ流レタル民衆ノ人格ヲ革新向上セシムル倫理的意圖ヲ有ス。實ニ協同精神ノ涵養ハ社會ノ發展、國家ノ興隆ニ對シ重大ナル意義ヲ有スルモノナルヲ以テ産業組合教育ノ領域ヲ實ニ組合員其他大衆ノ經濟的政治的自覺ヲ喚起スルニ止ムルコトナク、進ンデ德育ノ重要性ト産業組合ノ倫理的價值ヲ再認識シテ産業組合教育ノ刷新強化ヲ圖ルコトハ喫緊ノ要事ナリト認ム。

依テ全産業組合體制ノ精神力ノ振起ニ努ムルト共ニ産業組合教育各般ノ施設ヲ行フニ當リテハ産業組合精神ノ強調ニ重點ヲ置キ産業組合人タルノ人格完成ヲ期シ以テ國家社會ニ對スル産業組合ノ道德的機能ノ發揚ニ努ムルモノトス。

1. 産業組合中央會ハ全國組合員ノ遵守スベキ精神の綱領ヲ制定シ之ガ徹底ヲ圖ルコト
2. 總會、大會、協議會等ニ於テ産業組合人ノ結束ヲ固クシ、協同精神ヲ作興スル方法ヲ講ズルコト
3. 役職員ハ自己ノ重要ナル社會的地位ヲ自覺シ其ノ行動ニ關シテハ苟クモ他ノ指彈ヲ受クルコトナキ様常時留意スルコト
4. 時間嚴守、約束履行等組合事業ノ道德的解明ニ努メ以テ組合員ヲシテ日常取引ヲ通ジ道德的意義ヲ體得セシムルコト
5. 産業組合全機關ハ相互信賴ヲ鞏固ニスルト共ニ外部取引ニ於テハ公明ナル態度ヲ以テ臨ミ、取引德義ノ向上ト市場ノ淨化ニ努ムルコト
6. 産業組合教育施設ニ團體訓練ヲ加ヘ協同精神ノ涵養ニ資スルコト
7. 組合員ノ道德意識ノ向上ヲ圖ル爲諸教化團體ト提携シ其ノ事業ニ協力スルコト

二、産業組合教育組織ノ整備擴大ニ關スル事項

産業組合教育ノ徹底ヲ期スル爲教育組織ノ整備擴大ヲ圖リ其ノ運用ニ對シ周密ナル考慮ヲ拂ヒ以テ其ノ効果ヲ擧グルモノトス。

1. 産業組合中央會ハ教育部ヲ新設シ教育宣傳事業ノ充實ヲ期スルコト
 2. 産業組合中央會ハ産業組合關係者、關係官、學識經驗アル者ヲ以テ産業組合教育中央委員會ヲ組織シ産業組合教育ニ關スル重要事項ニ付審議スルコト
 3. 支會ハ教育專任者ヲ充實スルト共ニ中央ニ準ジ産業組合教育地方委員會ヲ設置スルコト
 4. 産業組合ハ必ズ教育部ヲ設ケ教育事業ノ充實徹底ヲ期スルコト
 5. 各級教育組織ノ任務ハ原則トシテ左ノ如ク分別シ、之ガ充實徹底ヲ期スルコト
- (1) 産業組合中央會
1. 産業組合中央會ハ産業組合教育ノ中樞機關トシテ全國的ニ教育方針ノ統一ヲ圖ルコト
 2. 産業組合中央會ハ地方教育宣傳事業ノ指導及援助ヲ爲スコト
 3. 産業組合中央會ニ産業組合學校ヲ附屬セシメ少壯有爲ノ産業組合人ヲ養成スルコト
 4. 産業組合中央會ノ行フ講習會ハ原則トシテ左記ニ主力ヲ注グコト

(イ) 指導者及事業系統機關役職員ノ教育

(ロ) 組合役職員ノ再教育

(2) 全國的事業系統機關ハ産業組合中央會ト聯絡シ積極的ニ技能教育ヲ行フコト

(3) 支會

1. 支會ハ産業組合ノ行フ教育宣傳事業ノ指導及援助ヲ爲スコト

2. 支會ノ行フ講習會ハ原則トシテ左記ニ主力ヲ注グコト

(イ) 組合役職員ノ養成

(ロ) 監事教育

(1) (ハ) 農事實行組合幹部ノ教育

(ニ) 教育者教育

(ホ) 青年、婦人運動ノ幹部養成

3. 部會ハ産業組合ト協力シ積極的ニ組合員ノ教育ニ當ルコト

(4) 町村産業組合ハ組合員、其ノ家族及未加入者ニ對スル教育宣傳ヲ行フコト

三、指導者及組合役職員教育ノ徹底ニ關スル事項

指導者及組合役職員ニ對シテハ特ニ左記ニ重點ヲ置キ教育ノ徹底ヲ期スルモノトス

(1) 産業組合中央會ニ於テハ左記事項ヲ實行シ之ガ充實ヲ圖ルコト

(1) 附屬産業組合學校ノ教授及施設ノ内容ヲ充實改善爲スト共ニ適當ナル時期ニ於テ第二部ノ制ヲ設

ケ専門學校卒業程度以上ノ者ヲ就學セシムルコト

中央及地方ニ於ケル産業組合學校ノ卒業生ニ對シ再教育ヲ施スコト

(2) 長期講習會ハ指導者又ハ系統機關役職員ノ教育ノ爲ニ之ヲ行ヒ講義内容ノ刷新及施設ノ充實ヲ圖ルコト

(3) 専門的智識及技能ノ修得又ハ再教育ノ目的ヲ以テ産業組合ノ理論、經營、簿記、法律、監査等ニ對シ分科的講習ヲ行フコト

(2) 支會ハ左記事項ノ實行ヲ爲スコト

(1) 役職員教育ノ爲必ズ毎年一ヶ月以上ノ實務ニ關スル講習會ヲ開催スルコト

(2) 組合役職員ノ爲産業組合ノ理論、經營、簿記、法律等ニ付分科的講習ヲ行フコト

(3) 自治監査ノ勵行ヲ期スル爲監事ニ對シ監査講習ヲ行フコト

(4) 研究會、事務競技會、視察團ノ組織等ヲ積極的ニ實行シ組合役職員ノ教育ニ資スルコト

(5) 農事實行組合ノ活動ヲ期スル爲農事實行組合幹部講習會ヲ開催スルコト

(3) 半ケ年乃至一ケ年ヲ期間トスル農學校第二部又ハ講習所ノ設置ナキ府縣ニ在リテハ地方事情ヲ十分考慮ノ上支會ニ於テ之ガ設置ニ付盡力スルコト

四、組合員及大衆教育ニ關スル事項

産業組合ハ單ニ組合員ノミナラズ其ノ家族ニ對シテ克ク組合ヲ理解セシムルト共ニ未加入一般大衆ニ對シ産業組合精神ノ普及ヲ圖リ之ヲ組織化スルノ要緊切ナルモノアルヲ以テ組合員及大衆教育ノ徹底ヲ期シ特ニ左記事項ニ付十分ナル考慮ヲ拂フモノトス。

1. 産業組合教育部ハ少クトモ毎月一回農事實行組合ヲ中心トスル部落集會ヲ開催シ組合精神ノ徹底、組合事業ノ周知等ヲ行ヒ組合員及大衆ノ教育ニ努ムルコト
2. 産業組合教育部ハ常時家ノ光ノ普及宣傳ニ努メ其ノ社會教育的家庭讀本タルノ任務ヲ完フセンガ爲組合員及大衆教育ノ教材、生活充實ノ資料トシテ活用シ以テ組合精神ノ涵養ト大衆文化ノ向上ニ資スルコト
3. 前項ノ目的ヲ達成センガ爲左記事業ヲ行フコト
 - (イ) 家ノ光大會
 - (ロ) 部落單位ノ家ノ光讀書會
 - (ハ) 家ノ光實用記事講習會
 - (ニ) 家ノ光研究會

4. 産業組合記念日ニハ組合ノ實情ニ即シタル實行方法ヲ定メ全組合員ヲ動員シ教育宣傳ノ效果ヲ擧グル様努ムルコト
5. 産業組合ハ産業組合中央會、支會等ノ發行スル印刷物、レコード等ノ普及ニ努ムルコト
6. ラヂオ、文庫、集會所、クラブ等ノ設置、見學、旅行、映畫會等ノ實行ヲナシ農村文化ノ向上ト組合員相互間ノ親睦ニ資スルコト
7. 小學校ト聯絡シテ兒童ニ對シ一層産業組合ノ精神並智識ノ普及ヲ圖ルト共ニ模擬購買組合ノ設置並經營ニ對シテ援助ヲ爲スコト
8. 産業組合中央會ハ全國的事業機關ト聯携シ映畫ノ製作、配給方法其ノ他ニ付協議ヲ爲シ映畫教育ノ擴充ト合理化ヲ圖ルコト
9. 産業組合中央會及支會ハ組合員及大衆教育ニ關スル印刷物、レコード其ノ他資料ヲ作成スルコト
10. 産業組合中央會及支會ハ産業組合ニ關スルラヂオ放送回数ノ増加ニ努ムルコト

五、青年及婦人教育ノ擴充ニ關スル事項

青年及婦人教育ノ擴充ハ産業組合運動ノ進展ヲ圖ル爲極メテ重大ナルヲ以テ産青聯、婦人會等ノ活動ヲ助長スルト共ニ青年及婦人ニ對スル教育ヲ積極的ニ行ヒ特ニ左記事項ノ實行ニ努ムルモノトス。

(一) 産業組合

1. 産青聯、婦人會ノ教育活動ヲ一層活潑ナラシムル様積極的援助ヲ爲スコト
2. 必要ニ應ジ産青聯、婦人會等ト聯携シ青年或ハ婦人ヲ中心トシタル講演會、研究會、座談會、討論會等ヲ開催スルコト

3. 青年學校ト聯絡シテ男女青年ニ對スル産業組合教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ特ニ婦人ニ對シテハ婦徳ノ涵養、家事智識ノ普及向上ニ資スル爲諸般ノ施設ヲ爲スコト

4. 産業組合中央會、支會、部會ニテ主催スル青年或ハ婦人講習會其ノ他ノ會合ニ青年婦人ノ出席ヲ獎勵スルコト

(二) 産業組合中央會及支會

1. 青年及婦人運動ノ幹部ヲ養成スル爲産業組合講習會ヲ開催シ、特ニ支會ニ在リテハ毎年少クトモ一回以上之ガ開催ヲ爲スコト

2. 青年及婦人教育ニ關スル講師ヲ充實シ講習會、講演會等ノ講師派遣ニ遺憾ナカラシムルコト

3. 青年及婦人ニ對スル教育、宣傳資料ヲ豊富ニ作成スルコト

4. 男女青年ノ全國的及地方的聯合ト聯絡ヲ密ニシ男女青年ニ對スル産業組合教育ノ普及ヲ圖ルコト

六、對社會宣傳ノ強化ニ關スル事項

近時産業組合ニ對スル公正ナル認識ヲ闕如セルガ爲不必要ノ摩擦ヲ惹起スルニ至レリ、依テ中央、地方ニ於ケル指導的地位ニアル人々ノ間ニ産業組合運動ニ對スル正シキ理解ノ徹底ヲ圖リ、公正ナル輿論ヲ積極的ニ喚起シ、以テ第二次擴充計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ期セントス。

1. 産業組合中央會ハ全國的事業機關、全國農村産業組合協會其ノ他ノ協會ト協力シテ外部トノ接觸ヲ密ニシ、必要ニ應ジ之ト懇談會、協議會等ヲ開催シ且ツ各種ノ印刷物ヲ配布スルコト

2. 支會ハ産業組合中央會ト相聯絡シ前項ニ準ジ地方ニ於テ之ガ實行ヲ爲スコト

3. 中央及地方ニ於ケル新聞、雜誌及各種團體ノ機關紙等ニ正確ナル材料ヲ提供シ公正ナル輿論ノ喚起ニ資スルコト

4. 中央産業組合新聞ハ其ノ内容ヲ一層整備擴充シ對社會宣傳ノ機關トシテ其ノ機能ヲ十分發揮スルコト

第九 青年運動、婦人運動ニ關スル事項

一、青年運動ニ關スル事項

産業組合運動ノ正常ナル進展ヲ期スルガ爲ニハ純真ニシテ果敢ナル青年ノ組織的努力ニ對シ期待スル所大ナルモノアリ。而シテ産業組合青年ノ組織タル産業組合青年聯盟（産青聯）ハ擴充五ヶ年計畫中ニ急速ナル發展ヲ爲シ盟友ノ總數ハ四十萬ヲ突破シ且ツ五千有餘町村聯盟ヲ基礎トシテ各道府縣聯盟組織セラレ、更ニ全國的ニハ産青聯全國聯合之ヲ聯絡統制シ今ヤ産青聯ハ産業組合運動上重要ナル地位ヲ占ムルニ至リ組合事業ノ振興刷新ニ寄與スル所鮮少ナラザルモノアリ。

而シテ今後ノ産業組合運動ヲ強力ニ推進セシメントスルニ當リテハ益々青年ノ旺盛ナル活動力ノ吸收ニ努ムルト共ニ其ノ純真ナル精神ヲ組合經營ニ反映セシムルコト緊要ナリト認ムルヲ以テ左記方針ニ依リ一層産青聯ノ組織ノ擴充ト之ガ活動促進ヲ圖リ以テ産業組合運動ノ刷新強化ニ資スルモノトス。

(一) 産青聯ノ活動及組織ニ關シテハ左記ノ如キ産青聯ノ方針ノ實現ニ對シ産業組合全機關ハ之ヲ援助スルモノトス。

1. 産青聯ノ活動目標

- (1) 産業組合ノ理論及實際ニ關シテ研究ヲ爲スト共ニ健全ナル産業組合人トシテノ完成ヲ期シ常時自己鍊磨ニ努ムルコト
- (2) 農事實行組合ノ設立及運営ニ積極的ニ參加シ部落協同活動ヲ促進シ其ノ強化ニ努ムルコト
- (3) 産業組合事業ノ經營ニ參加シ實踐的活動ヲ通ジテ産業組合ノ經營刷新ト大衆化ノ徹底ヲ期スルコト
- (4) 産業組合事業ノ進展ヲ阻止セントスル各種障礙ノ排除ニ努ムルコト
- (5) 産業組合運動ノ趣旨宣傳ニ努ムルコト

2. 産青聯ノ組織

- (1) 町村聯盟
 1. 町村聯盟ハ其ノ下部組織トシテ農事實行組合（又ハ之ニ準ズル部落組織）ヲ單位ニ部落班ヲ組織シ町村聯盟活動ノ基礎單位タラシムルコト
 2. 町村聯盟ハ必要ニ應ジ地區聯絡機關又ハ郡市聯盟等ヲ結成シ其ノ活動ヲ促進スルコト
- (2) 都市産青聯

都市産業組合ノ重要性ニ鑑ミ都市産青聯ノ擴充強化ニ努ムルコト
- (3) 道府縣聯盟

1. 道府縣聯盟ハ所屬聯盟ノ聯絡統制ニ努メ且ツ産青聯未結成町村ノ解消及不振産青聯ノ振起ヲ期スルコト

2. 道府縣聯盟ハ數府縣ヲ以テ地區協議會ヲ組織シ地區別ノ活動ヲ強化スルコト

(4) 全國聯合

産青聯全國聯合ハ所屬聯盟ノ聯絡統制ノ強化ニ努ムルト共ニ關係諸團體トノ聯絡協調ヲ圖リ以テ全國産青聯運動ノ進展ヲ期スルコト

(二)

産業組合各機關ハ左記ニ依リテ産青聯ノ活動ヲ促進シ産業組合運動ノ進展ニ資スルモノトス。

1. 指導及事業系統機關ハ特ニ産青聯未結成町村ノ解消及不振産青聯ノ振起ニ對シ援助ヲ爲スコト

2. 町村産業組合ハ産青聯ノ擴大強化ニ努メ可能ナル限りノ援助ヲ爲スト共ニ産青聯未結成ノ場合ニ在リテハ速ニ之ガ設立ヲ促進スルコト

3. 産業組合各機關ハ區域内産青聯ニ對シ第二次擴充計畫ノ内容及其ノ進展狀況ノ周知ニ努メ計畫ノ達成ニ協力セシムルコト

(三)

産業組合ハ産青聯ト協力シ青年學校、農會關係ノ青年團體、青年團等ト緊密ナル聯絡ノ下ニ區域内青年ノ産業組合ニ對スル理解ノ徹底ニ努ムルモノトス。

二、婦人運動ニ關スル事項

産業組合事業ノ圓滑ナル遂行ト其ノ發展ヲ期センガ爲ニハ婦人ノ協カト支持ニ俟ツ所甚ダ多シ、最近婦人ノ産業組合ニ對スル理解稍深メラレ産業組合關係婦人團體ノ數約一千ヲ算スルニ至リタリト雖モ、全國的ニ之ヲ觀ルトキハ其ノ活動尙未ダ幼稚ナル域ヲ脱セザルモノアルヲ以テ、産業組合ハ區域内婦人團體ヲ通ジ又ハ必要ニ應ジテ産業組合婦人會ヲ組織シ産業組合事業經營ニ對スル婦人ノ積極的參加ヲ求ムルト共ニ家庭經濟ノ改善、婦人ノ地位向上ニ資スルモノトス。

(一) 産業組合婦人會ハ大體左記ノ基準ニ依ルモノトシ、新ニ之ヲ組織スル場合ニアリテハ特ニ既設各婦人團體トノ關係ニ付十分ナル考慮ヲ拂フコトヲ要ス。

1. 産業組合婦人會ハ左ノ目的ヲ以テ組織スルコト

(1) 産業組合精神ノ普及

(2) 産業組合事業ヘノ參加

(3) 婦德ノ涵養ト婦人地位ノ向上

(4) 家庭經濟ノ改善

(5) 婦人ノ親睦融和

2. 會員ハ組合員ノ主婦ヲ主體トシ女子青年其ノ他ノ婦人ノ參加ヲ求ムルコト
3. 産業組合婦人會ハ産業組合及區域内婦人團體ト聯絡ノ下ニ左ノ事業ヲ行フコト
 - (1) 講習會、講話會、研究會等ノ開催
 - (2) 貯金ノ獎勵、日用品並家庭藥ノ配給、保健衛生施設等ノ事業ニ對スル積極的協力
 - (3) 豫算生活、家計簿、臺所改善等ノ獎勵
 - (4) 家の光ノ普及、讀書會ノ開催
 - (5) 修養會、慰安會、旅行會等ノ開催
 - (6) 其ノ他必要ナル事業
4. 役員ハ會員中ヨリ活動的ナル婦人ヲ互選スル様努ムルコト
5. 各婦人會相互間ノ聯絡ヲ圖ルタメ地方的ニ協議會、懇談會等ヲ開催シ、必要アル場合ニハ産業組合婦人會ノ聯合組織ヲ考慮スルコト
- (二) 産業組合婦人會ヲ組織セザル産業組合ハ各種婦人團體トノ聯絡提携ノ下ニ前項諸事業ノ實施ヲ爲スコト
- (三) 産業組合中央會及支會ハ産業組合婦人運動ノ指導ト其ノ促進ヲ圖ル爲職員、講師ノ充實其ノ他ノ施設ヲ積極的ニ講スルコト
- (四) 産業組合中央會ハ産業組合婦人會ノ全國的組織ニ付考究ヲ爲スコト

第十 各種團體トノ聯絡強化ニ關スル事項

我國人口ノ大半ヲ占ムル中小産者就中農山漁家經濟ノ更生伸暢ヲ圖リ之ガ生産力ヲ擴充シ以テ國力ノ充實ニ資スルハ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要事ナリ。之ガ爲産業組合ノ責務益々重キヲ加フルニ至レルヲ以テ産業組合各機關ハ關係團體トノ聯絡ヲ一層緊密ニシ指導方針ノ統合事業上ノ相互協調ヲ圖リ産業組合本來ノ使命ヲ完全ニ遂行スルモノトス。

- 一、産業組合中央會及全國的産業組合聯合諸機關ハ農山漁村關係團體トノ聯絡協調ヲ圖ルト共ニ農山漁村民ノ利益代表ヲ伸張スルガ爲中央農林協議會ノ強化ニ努ムルコト
- 二、帝國農會及其ノ系統組織トノ聯絡ニ付テハ特ニ留意シ農村指導方針ノ統合ヲ圖リ、町村産業組合ニ在リテハ常時町村農會ト一體的活動ヲ爲ス様努ムルコト
- 三、農事實行組合ノ農村經濟更生計畫ニ於ケル基礎的實行團體トシテ産業、經濟ハ勿論自治並教化事業等ノ綜合的部落統制機關タル任務ヲ有スルモノナルニ鑑ミ、産業組合ハ之ガ全面的活動ヲ促進シ、之ヲ通ジテ一層各種團體トノ聯絡強化ニ努ムルコト
- 四、全國町村長會、社會事業團體、教化團體等トノ聯絡ヲ緊密ニシ組合精神ノ徹底、組合事業ノ擴充ニ努メ以テ一般民衆ノ産業組合運動ニ對スル積極的參加ヲ促進スルコト

五、産業組合中央會ハ工業組合中央會、商業組合中央會ト聯絡ヲ圖リ産業組合ト工業組合、商業組合トノ相互認識ニ努ムルコト

九〇

第十一 其ノ他

一、農産物輸出事業ノ強化

近時我國輸出貿易ノ發展ニ伴ヒ農産物ノ輸出年ト共ニ増加シ、輸出ニ對スル國家ノ統制アリト雖生産者ノ利害關係ハ何等顧慮セラル、所ナキヲ以テ其ノ多クハ少數業者ノ獨占ニ歸シ、爲ニ兩者ノ間ニ屢々紛争ヲ惹起シツ、アルノ現状ナリ。

農産物ノ輸出事業ハ今後ニ於ケル農村經濟ノ伸暢ヲ圖ル爲益々重要性ヲ加フベキヲ以テ産業組合諸機關ハ關係諸團體ト相協力シ之ガ對策ニ力ヲ致スト共ニ、産業組合ニ依ル農産物輸出事業改善ニ付調査研究ヲ進メ海外販路ノ開拓其ノ他適切ナル方策ヲ講ジ、以テ生産者組織ニ依ル農産物輸出事業ノ進展ヲ期スルモトス。

二、外地ニ於ケル協同組合トノ聯絡強化

外地ニ於ケル協同組合トノ關係ニ付テハ昭和九年以來毎年全日本協同組合懇談會ヲ開催スルノ外、之等外地協同組合ノ大會、講習會ノ開催ニ際シテハ努メテ代表者、講師ヲ派遣シ又ハ祝辭ヲ送附スル等常ニ聯

絡ヲ取り來レルモ、今後一層聯絡ヲ強化シ内外地間ノ經濟ノ綜合化ヲ圖ルノ要アルヲ以テ全日本協同組合懇談會ノ開催方法ニ改善ヲ加フルト共ニ進ンデハ事業上ノ聯絡ニ付テ具體策ヲ考究スルモノトス。

三、日滿關係ニ關スル事項

一、滿洲國ニ於ケル協同組合ノ發達ニ伴ヒ特ニ之ト聯絡提携ノ方途ヲ講ジ以テ日滿兩國民ノ融和親善ニ資スルト共ニ日滿經濟ノ一體化ニ寄與スルモノトス。

二、滿洲農業移民事業ハ舊ニ農村人口問題解決策タルニ止マラズ、我民族ノ中堅分子タル農村社會ノ延長擴大、日滿融合上重大ナル意義ヲ有スルモノナルヲ以テ産業組合ハ滿洲移民事業ニ對シテ積極的ニ協力シ左記事項ノ實行ニ努ムルモノトス。

(1) 産業組合ハ區域内各團體ト提携シ移民思想ノ普及ニ努ムルコト

(2) 移住者ノ負債整理、土地其ノ他財産處分ニ對シテハ特ニ便宜ヲ圖リ移民貯金ノ獎勵ヲ爲ス等之ガ援助ニ努ムルコト

(3) 移住者ノ殘留家族ニ對シテハ其ノ招致ニ至ル迄農事實行組合ヲ通ジ援助ヲ爲スコト

(4) 町村ガ分村移住計畫ヲ樹立スル場合ハ積極的ニ參畫シ其ノ實現ニ協力スルコト

(5) 産業組合中央會ハ關係諸官廳、帝國農會、農村更生協會、滿洲移住協會ト聯絡シ移民事業ノ進展

ニ對シテ協力ヲ爲スコト

四、産業組合ノ國際的聯絡

産業組合中央會ハ夙ニ國際産業組合聯盟ニ加盟シ國際産業組合大會ニ對シテハ代表者ヲ派遣シ又各國産業組合中央機關トノ間ニ益々親密ノ度ヲ加ヘ情報及調査資料、圖書出版物等ノ交換ヲ爲シ、最近ニ於テハ中華民國ノ協同組合ノ發達ニ伴ヒテ來訪者漸ク繁カラントスルモノアリ又同國留學生ノ研究ニ對シテ特別ノ便宜ヲ與ヘ以テ日支關係ノ融和ニ努メ來レリ。今後ニ於テハ一層國際的聯絡ノ強化ニ努メ以テ國際親善ノ進展ニ寄與スルモノトス。

【附】

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫實行施設

第一 準備施設

一、産業組合中央會ニ於テ行フベキ事項

(一) 全國支會及道府縣産業組合聯合會合同協議會ヲ開催シ第二次産業組合擴充三ヶ年計畫ノ協議決定ヲ爲スコト

(二) 第二次擴充計畫ノ爲支會ノ開催スル産業組合長會議又ハ産業組合大會ニ對シテ役職員ヲ派遣スルコト

(三) 會報「産業組合」十一月號ヲ第二次計畫特輯號ト爲スノ外第二次擴充計畫ノ概要意義ヲ闡明ニシタル「パンフレット」ヲ發行シ、又「家の光」ニ第二次擴充計畫ノ趣旨ヲ平易ニ解説スルコト

二、道府縣支會ニ於テ行フベキ事項

(一) 支會ハ全國的計畫ニ基キ地方ノ實情ニ適合スル道府縣第二次擴充三ヶ年計畫ヲ樹ツルコト

(1) 全國的統制ヲ要スル事項品目ニ付テハ全國的統制目標%ヲ最低基準トシテ地方ノ實情ニ即シタ

ル年次の數字計畫ヲ樹ツルコト

(2) 全國的統制目標品以外ノモノニ對シテハ道府縣及町村ノ實情ニ即シ、地方的ニ統制ヲ要スベキ事項品目ヲ設定シテ積極的ニ道府縣統制目標及町村統制目標ヲ定メ其ノ年次の數字計畫ヲ樹ツルコト

(3) 道府縣ノ實情ニ依リテハ必要ニ應ジ事業關係以外ノ左記事項ニ付テ積極的ニ數字計畫ヲ樹テ其ノ遂行ヲ期スルコト

イ、四種事業實行組合數增加計畫

ロ、組合員ノ實質的增加計畫

四種事業組合ニ對スル未加入農家ノ解消

組合員ノ各種事業利用増進

ハ、農事實行組合ノ設立計畫

ニ、未設置町村ノ解消計畫

ホ、資金ニ關スル計畫

ヘ、其ノ他必要ナル事項

(4) 計畫樹立ニ當リテハ道府縣産業組合聯合會ト密接ナル聯絡ヲ取ルコト

- (5) 各郡及各組合へノ割當ニ當リテハ道府縣内ノ跋行的狀態ノ是正ニ重キヲ置クコト
- (二) 支會ハ昭和十二年中ニ産業組合長會議又ハ産業組合大會ヲ開キ道府縣第二次擴充計畫ノ協議決定ヲ爲スコト

(三) 支會ハ會報、ポスター、パンフレット、ピラ等ニヨリ計畫ノ趣旨ヲ宣傳スルコト

(四) 部會ハ協議會、文書其ノ他ニ依リ計畫ノ趣旨ヲ組合ニ徹底セシムルコト

(五) 支會部會ハ特ニ新設、不振産業組合ノ計畫樹立ニ付直接指導ヲ爲スコト

三、組合及聯合會ニ於テ行フベキ事項

(一) 組合ハ道府縣第二次擴充計畫ニ基キ其ノ區域内ノ實情ニ即シタル組合第二次擴充計畫ヲ樹ツルコト

(二) 聯合會ハ全國的諸機關ノ計畫及道府縣計畫ヲ基礎トシテ聯合會第二次擴充計畫ヲ樹ツルコト

(三) 組合又ハ聯合會ハ昭和十三年始ニ總會ヲ開キ、組合又ハ聯合會第二次擴充計畫ヲ協議決定スルコト

第二 計畫年度中施設

一、産業組合中央會ニ於テ行フベキ事項

(一) 第二次擴充計畫事務擔當ヲ定ムルコト

(二) 中央會ハ毎年計畫實行ノ進度狀況ヲ調査シ全國産業組合大會、支會役員及主事協議會ニ於テ報告ヲ爲スト共ニ計畫實行促進ニ關シ協議スルコト

(三) 計畫實行促進ノ爲地區協議會ヲ開キ支會、部會、聯合會ノ役職員ト協議スルコト

二、道府縣支會ニ於テ行フベキ事項

(一) 支會ハ年次計畫實行ノ促進ニ關シ協議スル爲毎年一、二月中ニ道府縣産業組合大會又ハ産業組合長會議ヲ開催スルコト

(二) 部會ハ隨時郡市産業組合長協議會ヲ開キ管内産業組合ノ計畫實行促進ニ關シ協議スルコト

三、組合及聯合會ニ於テ行フベキ事項

(一) 組合及聯合會ハ毎年計畫實行ノ進度狀況ヲ總會ニ於テ報告ヲ爲スト共ニ次年度ノ實行方法ヲ決定スルコト

(二) 組合及聯合會ハ常時第二次擴充計畫宣傳ノ爲適切ナル施設ヲ行フコト

